

350

106

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30^{6m} 1 2 3 4 5

始



350

106

領三宅文學博士序

花井法學博士序

高橋秀臣君跋

燧洋高橋鐵太郎著

義人田中正造



兌發館朋有



義人田中正造





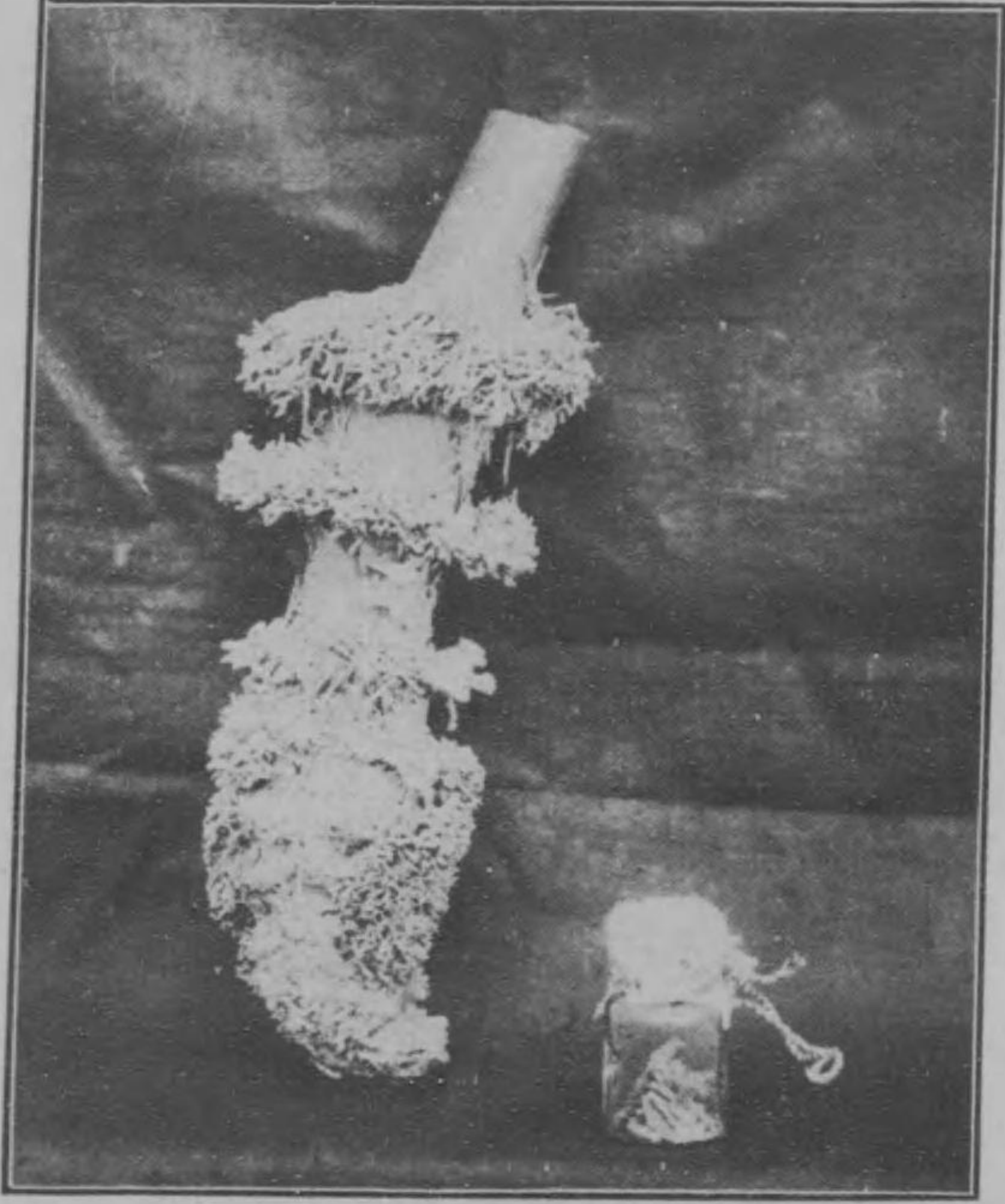
正造 島田 珠五

大高にござい
 左のよ
 4の目
 さらば
 さるま
 くれ
 さ
 せん
 尖山
 五三

吾本意は誠なり
 此身も誠なり
 國の物は
 徳をば神とし
 けり
 山は山なり
 水は水なり
 けり
 徳をば神とし
 けり
 山は山なり
 水は水なり
 けり

天下の物は誠なり
 三杖と神なり
 吾本意は誠なり
 此身も誠なり
 國の物は
 徳をば神とし
 けり
 山は山なり
 水は水なり
 けり
 徳をば神とし
 けり
 山は山なり
 水は水なり
 けり

鐵毒被告事件の際法廷に提出せし竹根及び燒棄せる藥灰中
 より出てし銅粉



民を誘ふ
 玉北の目の
 毒の悪魔が
 谷の
 罪は
 丁未の
 道

序

著者が田中氏を佐倉宗吾に較べ、大鹽後素に較べ、乃木大將に較ぶるは善し。實に氏は村民の救済に全力を致し、こと宗吾の如く、貧弱なるを保護し、金力及び權力に反抗せしこと後素の如く、安逸を求めず、榮華を望まず、我が職分の爲に我が所有の一切を抛ちて顧みざりしこと大將の如し。義人の二字殆ど盡くす。

之を較ぶるを當らずとし、或は滑稽に感ずるあるは、他の三人が皆な齊しく刃に斃れ、而して氏獨り病を以

て死せしが故にして、若し谷中村が警察官の手にて取
毀れし時、飽くまで抵抗して命を隕したらんには、批評
の區々なるにせよ、多く類を見ざる程の同情を惹きた
るべし。而も斯くして同情を得ると否とにて判断す
るは、俗見を免れざるに非ずや。

氏は非命の死を恐るゝ者ならず、直訴の際に死を期
し居りにき。恐れずして變死せざりしは、變死の己れ
一身に利するも、何等村民に利する無きを思ひしなり
氏は信ずる所に向て百難を排し、時に人を驚かし、か
ど、元と名を貪るに非ず、奇を銜ふに非ず、往くべきに往

き、止まるべきに止まらんとせしのみ。奇人として唯
だ奇の足らざるを惜むは謬るも甚だし。

鰥寡孤獨を無告の民といふも、是れ以外に無告の民
あるを奈何せん。彼の村民は何の辜ありて流離する
の己むを得ざる。謂ゆる强者の權利を以て總てを律
する者は、冷然として顧みる所なけれど、苟も惻隱の心
を具へ、己れの欲する所を施し、己れの欲せざる所を施
さざらんとしては、遂に斯くして安んずるを得ず。氏
は坐視するに忍びずして蹶起し、死に臨んで尙ほ救濟
を口にせり。

僅に村民の爲にせしを笑ふ勿れ。一匹夫をして處を得せしめざるさへ、國家の問題にして、并せて人類の問題なり。自ら民權家と稱し、人よりも稱せられし者の少からざるが、概ね政權爭奪の意よりせしに過ぎずして、眞に民權を念として奮戰健闘せる、誰か氏の上に出づるや。氏は民權運動の勇士なると同時に善意なる社會主義の勇士なり。

著者はラングトンを例に引けるが、田中氏は一面に於て愛蘭のオコンネルに較ぶべく、雄辯に於て、群衆を動かすに於て、人の小問題とするを大問題とするに於

て相ひ當れり。但だオコンネルの後にオコンネルの如きありしも、田中氏の後に果して田中氏の如きあるや否や。ともあれ、田中正造の名は決して明治史に缺くことを得ず。

乃木大將一年祭當日

雪 嶺 迂 人

序

余は明治の聖代に義人田中正造の出でたることを
悲しむ。然れども又、鑛毒の被害に泣ける渡良瀬川沿
岸五十萬の蒼生の爲めに、一身を犠牲として彼が艱然
蹶起したるを多とし、深く之れを歡ばざるを得ず。大
道廢焉有仁義、智慧出焉有大僞、六親不和焉有孝慈、國家
昏亂焉有忠臣、と老子は道破しき。余や彼と交りしこ
と十五年、其人物を知るに於て比較的熟せることを自
信すると同時に、彼は亂世に義烈の士たるも、治世に生

るれば必ず忠良の民たりしを疑はず。明治年間に彼の躍り出でたるは確かに時代の一大汚辱たるを免かれず。若夫國家の綱紀弛廢して政令行はれず、上下相怨みて邪僻權を爭ふ。此時に方り彼れ猛然として立ち、慨然として起る誠に偶然にあらざる也。故に余は賤徳貴言、賤質貴文、輕佻にして腐敗したる時世を悲む。而して至誠空手、敢て自から之れを匡救せんとしたる彼の心事を壯とし、其義烈を歡ぶ。訃至る、萬朝報記者高橋燧洋子、感憤禁ぜず、彼が爲めに其傳を立つ。筆鋒銳利、余は翁の面影を映すに於て、著者其人を得た

るを喜ぶ。因りて所感を一言して亡友に代りて著者に深厚なる敬意を表す。

大正二年九月十三日

東京錦町の僑所に於て

稚翠 花井卓藏 識

卷頭一言

觚を操つて痛憤、憂國戒人の客、茲に義人田中正造を
稿し剗腕に附して敢て江湖に問ふ、蓋し僭越なれども
聊か世道人心の傾頽衰廢を匡救せんとするの微意に
出づ

下澁谷羽澤の草庵にて

大正二年秋九月中旬

燧 洋 漁 客

義人田中正造 目次

- 一、 肉體に死し精神に活く……………一
- 二、 至誠無息……………三
- 三、 明治の佐倉惣五郎として看れば如何……………七
- 四、 彼は野生の乃木將軍也……………九
- 五、 鑛毒問題の獅子吼……………一五
- 六、 谷中村の死戦……………一六
- 七、 政治家としての手腕力量功績……………一六
- 八、 政界の腐敗を慨歎悲憤したる第一人……………一七

九、 歳費辭退……………一六九

十、 敬すべき犠牲的精神と愛すべき野州張……………一七四

十一、 思慮分別を超越す……………一八六

十二、 演説文章と學問頭腦……………一九一

十三、 彼と市兵衛との比較對照……………一九七

十四、 最後の政談演説……………二〇三

十五、 筆を洗はんとして……………二〇五

義人田中正造

義人田中正造の遺言

高橋燧洋著

一 肉體に死し精神に活く

七〇三〇年間の熱狂的奮闘翁田中正造死したり、然り彼の肉體は渡良瀬川畔の蘆荻をわたる秋風と共に、一農夫の家に滅びたり、されど、嗚呼、されど、潑瀾として生氣あり、悲壯にして、砒岩の精神を以て壇上に咆吼し、或は積憤切齒、天に顛んで涙を呑み、可憐の窮民の爲めに捧げたる努力は、現に天下萬民の目覩耳聽する所に、して、天譴苟くも大和民族を氣

肉體に死し精神に活く

死せしめて日本帝國を亡ぼさざる限りは彼の英魂毅魄は必らず日本人民の肚中腹裡に入るべく少くとも渡良瀬川の沿岸を中心として兇暴惡辣なる足尾銅山の鑛毒に泣きたる一府五縣の被害民及び其子孫は彼の熾烈なる犠牲的精神に感激せざるを得ざるものあらん故に我儕が敢て茲に義士仁人の典型たる田中正造死したりといふも是れ肉體に於て形骸に於ての死にして精神魂魄の死滅にはあらず義人田中正造彼は實に毛州草澤の間に生れたる一匹夫に過ぎざるにはあらずや初期より其職を辭するに到る間帝國議會に議席を占めたりといふ閱歷の如きは彼を輕重して其價値を増減するものにあらず憶ふに明治廿三年帝國議會の開設以來所謂人民の選良として日比谷原頭に於ける頽破したる伽藍の如き建築物中に入出したるものは多しと雖一

たび頭を回らして過ぎ來し方の廿餘年を顧みば今に到りて代議士として印象を世人の腦裡に残存せるもの果して幾人を算するを得べきその蕭條として影うすき肖像を議場に掲げらる議長其人と雖今後百千年後猶能く國民の記憶に留り得るや否やに到りては寧ろ大なる疑問たるを免かれず堂々たる立法院を代表する議長にして猶且つ然りとせば爾餘の副議長もしくは全院委員長の如き榮職は即ち榮職なりと雖後代に何等の印象を留めざるのみならず現在に於てすら全く國民の記憶とは没交渉なるが如き奇觀を呈し居れるにはあらずや然るに一箇の義人田中正造なる深く鋭く強き記憶は百代の後猶髣髴として世人の記憶に新なるものあらん是れ一に尊敬すべき犠牲的精神の人心の秘奥に徹し琴線に觸れて響鳴するものあれば也是に於て乎毛

州草澤の一匹夫たる田中正造は眞に偉大にして崇嚴神聖にして靈光あり

毛州草澤の間より慨然として崛起して憐むべき無告の窮民の爲めに富豪の暴横と政府の虎よりも猛き苛政とを痛憤し叱咤咆哮遂に之れが爲めに故郷の草深く露滋き地に殞れたる田中正造は眞に人間にてはあらずりき人にあらずる彼は神なりき偉大なる實行的救世主として神が人となりて七十三年間を俗界にありて暴政の下に泣ける人民の現實生活に貢獻盡瘁したるに外ならざりき世上衆生濟度のため福音を説くもの其人に乏しからず否今所謂宗教家と稱する一種の遊民は手を振り首を動かさず福音を説き衆生濟度を叫ぶも人民の實生活に觸れずして却つて自から經濟上の不生産者となり天物を

徒らに暴殄して遊食人民たる以外に意義なからんとするの時卑近なれども現實の生活に於て萬衆を救濟せんとする精神氣魄は我儔の尊敬愛慕に餘りあり彼の思想精神は徹頭徹尾實際生活より離れざりき故に曾つて宗教を口にせざりき下野國安蘇郡旗川村の一門閥の家に生れ十五六歳にして既に里正を務め人民のために爲政者に反抗して獄に繋がれ出獄後も栃木縣會最初の議長として或は兇暴惡虐の縣令三島通庸と争ひ或は初期以來六期總選舉まで帝國議會の議席に座して金力と權勢とに對し力を極めて惡戰苦闘を持續したるが如き或は弊履の如く代議士の榮職を放擲して鏽毒治水の問題の爲めに寢食を忘れ財産地位は勿論身體生命をも捨て萬衆を救濟したる偉大なる精神や信仰や眞に理想的宗教家の資質を具備せることを示すものに

はあらずや

世を厭ひ、譏りを忌みて何かせん

身を捨て、こそ樂しかりけれ

直奏當日の朝記るして人に示したる所、口に會つて宗教を語らざる彼の口吻や、意味深長にはあらずや、彼は全く靈の人にして肉の人にあらず、夫れ彼は口に會つて宗教を語らず、又敢て高遠の眞理を説かず、又説くべき深遂の學識に乏しかりしも、しかも其志は肉に仆るゝも靈に存し、身を以て其志を實行して、百代の後に其知己を求めんとするにありき、明治卅八年谷中より東京に於ける久しき同志の一人高橋秀臣氏に寄せたる左の葉書の一文の如きは、不用意にして何等の飾り無き間に、彼が博大なる犠牲的濟世の精神と、雄偉にして豪邁なる其救民の志と

を語れるものにはあらずや

志士の迫害を蒙る事は古來同一なり、今世眞誠の大義は未來の賜なり、今日の毀譽亦毫も價なし、只千年の後の長計を期す、花は一年にして、ちれり、實は百世の後に遺傳して絶る所なし、聖人の死せざるは即ち其實價が後人を益するを以てのみ

花は一年にしてちれり、實は百世の後に遺傳して絶る所なし、とは何等の堅確、砒岩、自信の厚き叫びぞや、志士の迫害を蒙る事は古來同一なり、と觀念しつゝ、毀譽亦毫も價なし、と斷言して、斯民の爲めに他の批難と嘲罵とを甘受して、勇往邁進する所、我儔は洵に龍ノ口に於ける日蓮の風采を、想望するの念禁する能はず、その雷霆霹靂の猛威を以て、身を苦しめ、命を輕んじつゝ、人民の爲めに戦ひ來りたるの壯烈は、何者の慳

貪漢も感激措く能はざる所なるべきを信す

彼は學問思想の人にはあらざれども、其志業は高くして大なりき、故に砂上に樓閣を築きて盛宴を張らんとするが如きは好まざる所に、して、今の代議士といふが如き政黨の行動の如き皮相にして淺薄なる運動手段を以てしては、到底眞の國家的大改革は行ふ能はざることを痛く感憤し、全く世の先覺者たり救濟主たるものは、肉を捨て、靈に活くるの決心を要することを信じ、自から之れを實行すると同時に、他の同志に向つてもこれを勸奨したりき、鐵毒問題をして漸く天下の大問題たらしめんとするの時、同志の一人に寄せたる文に曰く

(略)世間顧るもの、乏しき此悲境に沈淪せる此被害地方は、正に之れ帝國の一大部の陷落せるものにて、誰れしらぬ間に蒼田毒海に化す

るものたれば、其土の上に生活せるうじ虫、禽獸、人類の如きは到底何事をも爲し得ざるものにて、候略但し此救の事業や非常の誠實家にあらざれば、其目的を果す能はざるべし、請ふ生が此救濟に當る人の性質と今日の政治界の難局に當る人の性質とを區別せん、大略左の二つありと奉存候、今の必要なる政治的性質は粗雑大度、放蕩的磊落の性質にあらざれば、勢力を得ず、勢力を得ざれば、輿論を動かす能はず、ことに今日に必要な性質は放蕩、狡猾、詐欺、粗雑、大略、術數等の要素なきものは、今の政治には無必要なり、(略)正造等も無用物の匹夫の一人として邪間物となり、狂人、馬鹿、頑固、へキ奇等の罵倒を被り終に何事をも爲し得ざるなり、幸用を爲ざるがために、他を害さず、又退けられ、輕蔑されたるために、終に被害民の如き輕蔑さるゝ人々と自然

衣食を共にし、艱苦をも共にするの境遇をも厭はざるに至るものなるが、多年黨中に侮辱せらるゝになれて被害民の如き侮辱虐待を被るものと寝食を共にするを厭はざるか、されば生等にして萬一侮辱をも被らず、僥倖に衆の用る處とならんか、忽ち驕慢となり今日の如き社會の輕蔑を甘んずるの事實には堪へざるべし、略希くは皮相の改革は皮相家の腐敗に一任し、否任せざるも勢にまかせるのみ、只社會の根本を改革して其上に國家を再造せられん事を翁著者曰く翁とは鈴木重遠のこと、及貴下に請願仕候、今日の政府を改造するは砂上の建築を爲すが如しと奉存候例へ各黨中錚々の賢君子無きにあらずるも皆其用を爲さず、其用を爲さざるは皆砂上に建築法を講ずるに過ぎざればなりと奉存候、貴下も亦政治を擲たれて根本の基を

改革せらるゝの一方に御盡しあらんことを萬一御採用あらば誠に萬世の幸福と奉存候、是非鈴木翁には貴下より御請願被下度奉願候、

(略)

痛憤あり、嘲罵あり、慨歎あり、眞にこれ堂々たる警世の一大雄文にはあらずや、彼の志は高遠なる理想を喃々するにあらずして、卑近なる現實生活に貢献するにありたれども、猶濁濁せる政界より離れて根本的政治上の改革を思ひたるは、凡庸政治家輩の及ばざる所たり、彼は代議士として社會に在り、政黨の間に立ちて輕佻甜薄、到底善く國家社會人民の爲めに貢献努力するの公心誠意あるものにあらざることを看、現世に於ける富貴功名の如きは、浮べる雲と見て、千年の後に己れの精神を傳へんと決心したり、論語讀み論語を知らず、口に宗教を説き、福音を

肉體に死し精神に活く

傳へ、高き教理を語るものにして、實行伴はず、救世済民と没交渉なるもの、比々として皆然らざるなきの時論語を讀まずして孔聖の精神を解し、般若心經は讀まざれども極樂淨土に往生し得るの安心を得たるものは實に彼にはあらずや、あゝ、義人田中正造の肉體は今や感慨繁げき渡良瀬川の畔に死せり、然れども烈々として燃ゆるが如き其精神は、六合に磅礴し、千百載後、必らず其義烈に感激し、艱然として蹶起するものを生せん、是に於て乎、匹夫正造が七十年努力の功は空しからざりき

一一 至誠無息

本書、卷頭掲ぐる所の義人田中正造が淋漓たる墨の跡、至誠無息の四字に對しては、我儕寔に肅然として衣の襟を正して敬意を表せざるを

義人田中正造

得ず、人もし卒然この一句を聞かば、餘りに平凡陳腐なるに驚か、然れどもこの平凡にして陳腐なる四字を體得して社會人民の爲めに盡瘁せるもの、果して幾人かある、口舌の上のみに於ては、世間其人堪からざるべきも、之れを實行に證し、甚だ短からざる七十年の生涯に實踐躬行したるもの、これを近代日本の歴史に見るに、剌腹鵜喉、明治天皇に殉死し奉りたる乃木將軍の外に、義人田中正造を除きて果して何人かある、我儕は信ず、世道人心の傾頽今日の如く甚だしき所以のもの、一に至誠無息の人に乏しきが爲めなることを、昔は基督教學校出身にして至誠赤心の君子人として貧乏を標榜し、江戸つ兒の義侠に依り高點を以て東京市選出衆議院議員となりしものにして、幾干もなく黄金の爲めに心眼昏迷し、公會の席上臺灣泥棒と罵倒の聲を雨の如く浴ぶる聖人も

あり、又或は曾つて宗教界及び教育界の大立物として一世の人心を繋ぎたる人物にして、日糖事件の醜辱に産し物相飯を囹圄の中に喰ひたるをも恥ぢざる君子あり、此等の徒の正義の主張や、少しくこれを酷にいへば、生活の方便に過ぎず、客もし心を虚ふし、懐ひを坦かにして、此等の偽聖人、偽君子と義人正造との人物を比較し見よ、痴漢佞人にあらざる限りは、其差の月菴雲泥よりも甚だしきに愕然たるべし、江湖時に或は彼を目して奇人と呼び、狂人と嘲り、愚人と笑ひ、偽人と罵るものゝなきにあらざるも、此くの如きは放屁一發の不謹慎を以て仲尼の人格を評せんとするよりも、無謀不當の月旦たることを免かれず

花は無く鳥も啼かずに飢に泣く

谷中の民に春の來ぬとは

横井野也
押川?

至誠無息、真情流露の人にして初めて彼が如き血涙より成る句を吐くべし、彼は少壯より國事に奔走して又文筆に爛ふの閑暇を有せざりき、然れども其文字は人を感泣せしめずんば止まざるものあり、彼の歌人にあらざるは論を要せざる所たれども、物に觸れ事に感じて吐き來る三十一字の中には名歌外の名歌、秀吟外の秀吟を認め得るにはあらずや、その粗雑なれども精氣あり、生硬なれども靈光ある文字は、すべて是れ彼が至誠無息より凝成せるを疑はず、世の彼を目して一片の詭心術氣あり、遂に真人にあらざることを論斷道破せんとするものゝ如きは、黒點のみを見て太陽を暗黒物體なりと盲斷せんとするよりも猶大膽にして且つ無稽の言たるを免かれず、黒點あるの故を以て太陽を暗黒なりと斷言し去るの妄なりとすれば、時に不謹慎にして真人の光を

失ふの言行ありたるの故を以て、直ちに彼を偽物なりと喝破するが如きは、我儕眞に其可なる所以を知らず、今年八月二十四日の日曜日、我儕は彼が病を見舞んとして、栃木縣足利郡吾嬭村字下羽田庭田庄太郎方を訪ふ、偶々東京より花井卓藏、卜部喜太郎、鹽谷恒太郎氏等來り會せり、歸途は右三氏等と館林より午後四時三十五分發の東武線に投じて東京本所に向ふ、車中約二時間談話は多く、義人正造の人物月旦を以て終始したり、我儕は彼が往々にして僞人と罵らるゝの甚だ妄なる所以を辨明せんが爲めに、一家言を避け、獨斷を排して、車中談話の一節を録して、彼が眞骨頭を描かん、卜部喜太郎氏は語るらく、彼は平素の言行極めて穩愜、叮嚀、懇篤、和平なるも、一たび怒るや、毛髮豎立、叫喚怒號、その猛威は何物をも破摧せずんば止まざるの概を示す、是に於て乎平素の穩和

は假面を被れるものにして、即ち彼の偽物視せらるゝ所以也、と、花井卓藏氏は曰へり、世の廣くして人の多き、百千萬人彼を尊敬崇拜するが如きは有り得べからず、殊に彼の如き一大難事に當つて幾十年の長き間、戰鬥を繼續し來りたるものなれば、離間中、傷嫉妬排擠、また遂に免かるべからず、田中正造偽物論の如き又これのみと、然矣、然矣、孔子の聖にして猶郷人に顧みられず、婆羅雙樹下の釋迦牟尼、十字架上の耶穌基督、今に到りて猶且つ誤解あるを免かれずとすれば、彼の至誠の疑はるゝまた偶然にわらず、然れども人は棺を蓋ふて論定まる、彼が七十年間の短からざる生涯を通覽して、其人物を月旦するに方りて、遂に之れを偽物なりと論斷し去り得るほど有力なる材料はたして何れにありや、我儕は遂に之を發見するに苦しむ、不用意の間に偶發したる言行を以て人

物の全般を評論するは妄も亦甚だし、見よ曾つては臺灣高等法院長として上官の不法に反抗し、憲法擁護の神として畏敬せられたる高野某は如何又見よ昔は自由民権の神の權化として威名一世を掩ひたる河野某が最近の政變に其晩節を褻瀆し、天下血性男兒の指彈を受けたるは奈何故に人物は蓋棺の後に初めて定論あるの説眞也我儕は七十年間一貫したる彼が怒號叱咤罵倒慷慨痛憤に依りて人物に表裏なきことを信せんとするもの也孔子も人にして信無くんば其可なることを知らず、大車輓無く、小車軌無くんば其れ何を以て之れを行んやといへりき、義人田中正造は實に信の人なりき、僞人と呼び、狂人と笑ひ、愚人と嘲り、奇人と罵るものと雖、田中正造は盜賊なり、詐欺を行へりと叫びたるものは未だ曾つてあらざる也、彼は夙に性慾を絶ち、食慾に淡きか爲

老成
打上
聲也

めに多くの金錢資財を要せず、彼が括坦無慾にして財利に淡泊なるは之れが爲めにして深く稱するに足らずと、あゝ果して然るか、我儕は不幸にして此説を信する能はず、如何なる聖人君子にして求道救世の志熾んなるものと雖、人たる以上一切の動物慾を絶ち得るものにあらず、たゞ聖と凡との分るゝ所は、克己節制の力に依つてこの動物慾を抑制し得るのみ、田中正造非凡稀世の傑物なりと雖、また人也、既に人たる以上は動物慾を絶ち得るものにあらず、たゞ克己抑制したるのみ、しかも彼の偉なるはこの克己抑制の力の常人よりも優れる點にあり、試みに見よ、八十に近き衰翁乳母車に乗りて僅かに庭園の逍遙に堪ゆるに過ぎざるの境遇にて、家に不善の富巨萬を擁しつゝも、猶且つ園圃を山林と詐稱して國稅逋脱の大罪を犯して、厚顔鐵面敢て恥づる所なきに比

して、匹夫正造の心事の高潔、豈尊敬せざるべけん耶、嗟、呼、これ眞に至誠無息の人にあらざるよりは、焉んぞ夫れ此くの如くなるを得ん、我儂は世の俗論に雷同してこの稀世の義人田中正造を貶するを好まず、

昨日は乍存千萬御無禮のみ、殊に三等汽車旁中々缺禮無限恐入候、然るに昨日のは正造一人の負擔にて甚切迫止みなき不行届きと御ゆるし被下度候。

これ明治三十七年五月十九日下野國佐野町より東京の高橋秀臣氏に寄せたるはがき文にして、不用意の間に至誠無息の彼の全人格は躍動流露せるにはあらずや、自からは水を飲んで菽麥粗糲を喫ひ、蓬頭亂髮粗衣を着けて野に臥し山に寝ねつゝ一意専心この可憐の窮民の爲めに盡瘁努力せるの時、その甚だ裕かならざるポケットマネーの中よ

り同志運動の費用を支出し、猶三等汽車を懸念するが如きは、至誠無息の人にあらざる限りは決して斯かる能はず、世もし斯かることを以て猶且つ虚偽の心事より出づるとなすものあらば、我儂は寧ろ却つて悦んで虚偽漢となり人に虚偽の美德を強ゆるに努めん、もし義人田中正造の如く身を殺して仁をなすものにして、愚人たり、僞人たり、狂人たり、奇人たりとせば、我儂は今の世に愚人、僞人、狂人、奇人の乏しきを歎かず、んばあらず、富と貴とはこれ人の欲する所也、其道を以てせずして之を得れば處らざる也、貧しきと賤しきとはこれ人の惡む所也、其道を以てこれを得ざれば去らざる也、君子は仁を去つて悪くん乎、名を成さん、君子食を終るの間、仁に違ふこと無し、造次にも必らず是に於てし、顛沛にも必らず是に於てす、毛州草澤の間に生れたる匹夫正造が七十年の生

涯はまことに儒教の眞精神を體得して餘さゞりき、四十年の初夏、古河町より東京の花井卓藏氏に寄せたる悲痛にして悽寥なる左の叫びの聲を聞きて涙無きものは素より人面獸心の徒たり

谷中堤みきれ憐れ浸水中にあり、人夫日夜防水に疲れ、食盡き起つ能はざるものすらあり、東京學生二人出張、人民と共に働きつゝあり

金殿の中、玉樓の上、酒池を築き、肉林を造り、美姬を左右に侍せしめて、醉歌亂舞、長夜の宴を張れるものと、泥水に渴を醫し、糲飯僅かに飢を凌げる義人田中正造とを比較し來る時は、その窮民救済の志の甚だ切實なるに感せしめずんばやまず、我儕は實に言行一致したる彼の息む無き至誠を敬ふ

彼が至誠無息の人たりしことを證する一話あり、世人意料の外にし

て極めて興味多ければ茲に之れが大要を記るさんに、明治二十九年彼は猶當時議員として栃木鎮臺の偉名政界に鳴り、衆議院の花形役者として活動せる頃なりき、時の伊藤内閣の遼東半島還附を攻撃して對外硬を主張して全國を遊説したる時、彼は今は物故したる田口卯吉、工藤行幹、鈴木重遠の三氏及び犬養毅、志賀重昂、高橋秀臣の諸氏と愛媛縣を遊説したるが、犬養志賀の二氏は松山より歸京し、他の四氏は更らに伊豫の南部宇和島地方に遊説して同地八幡濱の旅館に投じたるに、對外硬派の名士を迎ふる南豫人士の熱誠燃へんばかりにして、豫定の一箇所一回の演說會開催にては以て地方人士全部に政見の徹底し難き憾みあるを以て、猶二三箇所追加開催を要求するに到れり、彼は當時五十臺にして精力絶倫、殊に地方人士の請を拒む能はざる至誠あり、直ち

に手を拍つて之れを快諾するや同坐せる田口、工藤二人の面色は見る間に怒氣を含み、北轍南帆、疲勞最も甚だしきに方りて、更らに演說會の追加を要求するが如きは迷惑なりといふ、田中は地方人士の熱誠なる懇請を容るゝは禮なりといふや、平素温和の人として許されたる田口は突然起ち飛びかゝつて田中の頭腦を打てり、しかして彼は平然として敢て田口を打ち返さんともせざりしが、鈴木始め一同は、當時盛名天下に嚇々たる二名士の喧嘩なれば仲裁の爲しやうとてもなく、甚だ手古摺りたることありとは、當時同行者の一人高橋秀臣氏が我儕に語る所に屬す、田口は清高の君子人として世に許されたる人なりしも、往々にして其人格に半點の疑念を挾されたる人物なりしだけに至誠に於て田中に比すべからず、當時この二人の衝突は兩者共に理由なき

にわらずと雖、要は至誠の如何に依りて解決すべきのみ、しかも至誠は田口遂に田中に及ばざりき、此一話これ豈甚だ奇なる事實にはわらずや、壇上に立ちては、荒神の威り狂ふが如き勢を以て叱咤怒號する彼が、田口の頭を打ちたりといふならば不思議にはわらざれども、平生は溫和謹厚の君子聖人として指目されたる田口が粗豪の田中が頭上に一撃を加へたりとは、何人も信する能はざる一奇話にはわらずや、然るに冷靜に此二人衝突の動機を思へば、一に至誠の濃淡、厚薄、深淺、大小、輕重の如何に依るを知らん、これ我儕が至誠無息の人を以て田中正造に許容する所以にして、決して我儕の借といふ可からざることを確信して疑はず、更らに我儕は滿天下の讀者に對して肺腑より出づる彼が至誠無息の聲を聞かんことを望まんとす、彼の文に曰く

(略)次に鑛毒慘狀問題の國家に横りて國家の土地財源と國民を害して憲法上の統一を缺き、法律は無視せられ、地方は只市兵衛の暴力と、犬共の横行を見るのみにて、兇徒召集など唱ふる不吉の騷動もあり、多くの國力を減じ、多くの人を殺せり、而も政府長く之を傍觀して却て此加害者たる市兵衛の爲めに働き、政府却て市兵衛の奴隸となり、已に奴隸に甘んずるのみならず、奴隸となれぬを恨み、己れに賄賂の少なきを悲むの汚吏のみにて、日は一日よりも慘狀を極め、申候略)まことや今の日本には、富豪の奴隸となれぬことを恨めるの政治家はあり、己れに賄賂の少きを悲むの官吏も無きにあらず、ざるに、祖先傳來の田畑家屋財産及び身體生命を擲棄して、憐むべき無告の窮民の爲めに權勢と富豪とに對して惡闘苦戰遂に屈せざりし義人田中正造の

如きは、これ全く至誠無息の人の典型なりといふも甚だしき失當の斷言にはあらず、ざるべし、鑛毒問題が天下の大問題として政府を震撼せしめ、富豪を戦慄せしめ、遂に歪みなりにも今日の解決を見るを得たる所以のもの、問題自體の極めて重大なりしと共に、一面には傑出したる彼が至誠無息の人格の力なることを忘るべからず

三 明治の佐倉惣五郎として看れば如何

田中正造は明治年代に於ける日本國民の生活史を飾る一大義人也、これを明治の佐倉惣五郎として看る素より妨げず、さりながら彼が人、民生活に貢献したる功績の分量よりすれば、正造は確かに遙かに惣五郎の上にあらず、されど凡そ此等の偉人傑士を藻鑑するに方りて、單に其

事功の分量のみを以て人物の優劣を分つのは甚だ不當なることは論無き所にして、惣五郎對正造比較論をなすに當りても、我儕は單に事功の分量のみより論斷し去るを好まず、惣五郎は十三世紀頃の英國に於て大憲章を起草し、國王ジョンに捺印を強請したる英傑ラングトンと其なしたる事績と動機に於て酷似せるも、正造は徳川幕政の下に富豪の横暴を憤りたる大鹽平八郎と其行徑を同ふす、平八郎や正造や多少の社會主義的色彩を帯びざるにあらざるも、ラングトンが英國憲政の一、大恩人たると同じく、惣五郎の行動には著るしく立憲政治の眞精神を含有せり、凡そ立憲政治發達の基礎は、爲政治家の被治者に課する租税の苛重なるに堪へずして憤起するに依りて築かる、立憲政治の眞精神は、財政監督權の遂行にあり、財政監督權の遂行とは、重租苛税の誅求を防

ぎて民方の疲弊を未然に禁ずるにあり

惣五郎と正造と、大鹽平八郎とラングトンと、民を救ひ世を憂ふる精神に於ては即ち同一なるも、其性質に於ては多少の相違點無きにあらず、然れども其目的が救民濟世にある以上は、結果も亦同一に歸せざるを得ず、其事功の分量よりいへば惣五郎は佐倉一藩の領下に住居せる百姓の困苦を救へるものなるに反して、正造は實に一府五縣の農夫が愛着の耕地の亡びつゝあるを歪みなりにもせよ救濟の爲めに努力して其解決の方法を得たり、故に事功の上より見て、正造は惣五郎に優れるも、其壯烈なる心事情動に對しては、妄りに之れに優劣を附すべきにあらず、然るに茲に一言すべきは、日本に於ける最初の社會主義實行者は大阪に崛起したる大鹽平八郎にして、後關東に田中正造ありて社會

主義の眞精神を實踐躬行したること是れ也、もとより彼は社會主義者にはあられざれども、其行動の結果より見れば彼は社會主義の精神を行ひたるものに外ならず、故に我儕は田中正造を以て一面に大鹽平八郎に比較し、他の一面に佐倉惣五郎と對照せんと欲す、因りて少しく茲に佐倉惣五郎に就て語るの必要あり、我儕は日本の封建政治、殊に徳川幕政の紀綱漸く弛みたる時代の政道を思ふ毎に、中世紀に於て政治的に覺醒したる英國人の立憲政治要求の大運動に想到せざるを得ず、方今英國が立憲政治の母國として範を世界に示し得るは、一千二百十五年の大憲章と、一千六百八十八年の權利法典との相並びて以て英國憲法を保障し、憲政の主義綱領を確立したるに依るも、しかも英國に於ける立憲政治の根基となるものは、キング、ジョンに依りて發布せられた

るマグナ、カータの賜に外ならず、英國には夙にサクソン時代より長老會あつて租税の賦課法律の制定に對する協賛機關たらしめしと雖、暴虐にして苛酷なる國王は曾つてこの長老會の決議を尊重したることなく、殊にノルマン遠征後の苛斂誅求は一層甚だしく、百姓一揆は各地に蜂起し、竹槍蓆旗、以て租税輕減を迫るの舉は、隨時に各所に企てられたり、其狀恰かも惣五郎の起りたる佐倉の苛政を想像せしむるに餘りあるものあり、遂にラングトンが英邁の資を以て威力に訴へ此重大案件の解決を計りたるが爲めに、英國の憲政は今日の如き美はしき實を結べり、惣五郎は身を殺して民の爲めに苛重の租税を改廢輕減したる其結果に於て、ラングトンに似たりと雖、一は威力に訴へ、他は大權力者に哀願の餘に出づ、國狀時勢共に同じからずと雖、威力の伴はざる、權利

思想の無用なると共に、惣五郎が租税に對する觀念より來れる立憲政治の根基を築くに功勞ありしは勿論なるも、社會主義的色彩を帯びたる正造の威力に依つて、問題を解決したるに比して、惣五郎は社會人民の爲めに留めたる功勞に於て多少の遜色なきにあらず、我儕は幼少、佐倉惣五郎の劇を看談を聞き、壯烈悲痛の感禁せざりしが、頃日敢て義人田中正造を記傳評論せんとして、鐵毒の慘狀を訴ふる書簡を見て、暗涙に咽びき、先づ左の悲壯、痛烈の聲を聞け

(略)小生儀も醫學博士一行人體検査出張に付、又一方該損害調査即ち被害真相提供必用調べの項目種類相談のため地方に出張の處、養蠶中、此窮民は瘦せたる手、乳なき婦、病人の看護の傍らに、疲れたる桑の葉に、養ふ蠶のいかなる繭を結べるかを心細く見つゝ、所々歩行き居

り、申候、病人はますゝ多きを加へつゝも、出京して慈善家の病院に入る事の自由すらもなきほどに陥り、又一方の地方官は可成被害を陰閉するに勤め、折角の醫學博士の巡回も、村民狼狽して病體の真相を悉く見することすらなし、能はず、ために小生も多忙にて、于今歸京いたし兼候、來て見れば、來て見る毎に、悲みのみ増し申候(略)

文は人なりといふ、我儕は彼がこの窮民に同情せることの如何に深大なるものゝありしかは、この一文よく之れを説明し盡せりと信ず、養蠶中、此窮民は瘦せたる手、乳なき婦、病人の看護の傍らに、疲れたる桑の葉に、養ふ蠶のいかなる繭を結べるかを心細く見つゝ、所々歩行き居り申候、とは何たる名句ぞや、否、悲痛の語ぞや、我儕の如く、文筆に衣食するものと雖、恐らくは之れほど人を動かすの名文は、容易に得べからず、日

露戦争中聯合艦隊より出でたる報告書の名文が海軍文學の精粹なりとすれば、彼が被害地の慘狀を同志に訴へたるの名文は之れを鑑毒文學の精粹とやいはまし、來て見れば來て見る毎に悲みのみ増し申候とはまた何たる凄慘悲痛にして人の腸を絞るの語句ぞや、凡そ如何なる老獐狡猾の漢子と雖、虚偽に此の如き句は吐き出し得るものにはあらず、明治四十一年十一月十一日下野より東京の花井卓藏氏に寄せたるの文に曰く

日本憲法なし、法律なし、政治家公然詐欺術を實行して、代議士却て之を援助せり、國民睡眠の如きは、呆れて物言はざるにあり

國民の眠りて憤慨の聲を揚げざるは、憂慮慨歎せざるにあらずして、呆れて物を言はざるにあり、とは、何等の皮肉にして深刻痛切にして人

の肺を抉り骨を刺すが如き罵倒ぞや、まことや彼の痛言するが如く、日本には憲法の形骸ありて精神なく、法律雨の如く制定せられて、國利民福却つて益々破壊されんとするの奇現象を呈しつゝ、あることは事實にはあらずや、政治家公然詐欺術を實行して、代議士却つて之れを援助せり、とは、現下の日本に於ては人の目に熟し耳に慣れたる頗る陳腐の文句にして、今にして日本政界の腐敗を歎するが如きは北極のエスキモーに雪景の奇なるを説き、南洋の土人に椰子の葉影の涼味を語るよりも愚也、愚は即ち愚なりと雖、現下日本政界の腐敗は此くの如く國民の耳目に慣熟せるほど、それほど激甚なるを思ふ時は、竦然として戰慄せざるを得ざるものあり、彼が號哭して日本憲法精神の滅亡を悲み、法律の運用を誤れるを憂ふるの聲は、是れ實に身を殺して仁をなす仁人

義士の事にはあらずや、磔刑の惨苦を忍んでも猶且つ人民の爲めに苛重の租税を除かんとしたる惣五郎の心事は、臆てこれ正造の心事なりといふも決して不當にはあらざる也

昨日より谷中村強奪の大盜來襲す、警官數十人之に随ふ村民農繁になやみ、虐待に悲鳴す、四ヶ年に涉り堤塘を破りて人民放逐の實蹟確實なり

おさん泣かすな馬肥やせ流の文章の中に烈々たる雷火の如き意氣を帯べるにはあらずや、この文明治三十八年六月二十日東京の同志に宛てたるものにして、一字これ血、一句これ涙、满腔の熱誠を披瀝して鬼神をも感動せしむるに足るにはあらずや、村民農繁に惱み虐待に悲鳴す、一句惨として直ちに人の秘奥に迫るものあり、簡なれども要を得、短

かけれども力ある彼の書簡文章は、他年必ず田中神社の經典として斯民の追慕を買ひ、千百載後必ずこの血涙を灑ぎたる文字の爲めに袂を拂つて起つものを生せん、君子は徳を懐ひ、小人は土を懐ふ、君子は刑を懐ひ、小人は惠を懐ふ、惣五郎が磔の酷刑をも甘じて百姓の爲めに救ひの道を求めたるも、正造が七十年の生涯を被害民の爲めに捧げたるも、共に聖人の志を行へるものに外ならず、稻門出身にして彼の門下生たる某が反覆して栃木縣廳に小祿を食まんが爲めに節を賣り義を捨て、背き去りたるが如きは、所謂小人惠を懐ふものにして孔子にして猶且つ之れを歎息したる所以、以て彼の徳に禍するものにあらず、名にしおふ毛野の沃野の名は失せて

涙を袖に渡良瀬の川

之れは明治廿九年の秋未だ足尾銅山鑛毒問題なるもの、世上の耳目を惹かざるの時に當りて、東京より彼の徳愼に依り當時の貴族院議員中侃諤の議論を以て聞へたる谷干城子と、農學者の泰斗津田仙氏と外に青年側の代表者として高橋秀臣氏が初めて被害地の實地視察をなしたる時、谷將軍の詠じたる所、赤誠、忠厚、慷慨、謹直の將軍がこの詠や以て足尾銅山鑛毒被害の如何に激甚にして、而かして解決に努めたる彼の苦心の如何に大なりしかは、想像に餘りあり、官吏にして公事に勤功あるものは、朝廷もしくは國家これを神に祭祀す、然るに在野人士にして人民の爲めに財産、身體、生命を犠牲にしたるものは、捨て、顧みられずとせば、秕政上にある時、下人民の爲めに何人か善く擲身努力せん、我儔は義人田中正造は之れを毛野の國の神に祭祀するの至當なること

とを確言す、民立大社として、彼を知れる人々に依り彼が靈魂の繞れる渡良瀬川の畔に地を相して、民立田中正造神社を建立して以て義人の英魂毅魄を慰むると共に、世道人心に益すべき也

四 彼は野生の乃木將軍也

義人田中正造は野生の乃木將軍也、其性格、品性、心志、精神、言動、行爲、人格、彼はすべて乃木式也、黒雲窳窳を掩ふて風悲しき大正元年九月十三日の夕、東京赤坂新坂町の邸に、夫妻同座、腹を爽り喉を鯨きりて、明治天皇に殉死し奉りたる將軍の心事は、乃ちこれ渡良瀬川の畔に天を睨んで世を憂ひ、民を思ひつゝ、慘死したる彼の心事にはあらずや、將軍が征露の役を終りて、宇品港に凱旋上陸するや、恥我何顔、見父老、征戰今日

彼は野生の乃木將軍也

幾人還と吟じて多數の子弟を殺したるに傷心したる猛けく優しき心事は即ち又彼が

虐けのあとは毒よりはげしけり

馬にくわする民草もなし

とて春の悲と題して詠じたる心事にはあらずや即ち其の心事や同じと雖將軍は謹嚴方正の武人にして彼は磊落不羈の野人也故に二人のタイプは全然相異なるも其心事性格の至誠潔白清廉沈勇なるに到りては兩者頗る相似たるものありたい將軍は武士の家にて幼少より武士的教育を受け、武人として身を國家に捧げて一生を終りたるが故に、嚴格謹直堂々として一點の野氣をも帯びざるに反して、彼は下野の農家中の門閥に生れ、十五六歳既に里正を務めて、田夫野人の間に交は

り、縣會議員となり、衆議院議員となり、政黨に關係し、農民の侶伴となりて其生涯を終りたるが故に、正直にして亂暴親切にして粗豪臺閣の趣致の認むべきものなくして、野氣の横溢せるを見たりき、されば其形のみより見れば彼と將軍とは全く相異なる人物也、然れども一たび其内面より觀て其精神性行を比較せんか、二人は全く同型同種の人物たることを首肯するに到らん、一は在朝の偉人にして他は在野の傑物たる外に、兩者の相違點を擧げんか、彼は將軍の學問素養無きの憾みあるに反して、才智は却つて將軍の上に出でたり、彼は愚人狂人と罵られたれども、才智の常人以上に優れたるは、彼を熟知するもの、信ずる所にして、彼の熱誠はこの才智を掩ひ、寧ろ才智以上に熱誠の超越したるが爲めに、狂愚視せられたるなりき、多數國民の窮困を見て心を傷まし、一身

一家の榮辱吉凶を忘れて之れを救はんとする心事は、眞に尊敬するに餘りあり、彼が明治四十年七月十七日茨城郡古河町にあり停車場にて發車を待つ間に認めて東京の同志に送りたる左の一文章を見よ、憂國慨世の至誠紙上に溢れて人を感動せしむること甚だ深大なる者あり

(略)我國民既往に於ては國の内外に涉りて政治的國民の運動あり、而も亦其功果不少しも、人道問題に關しては今回諸氏の御行動を以て第一着とせんか、其善其美もとより社會の人心をして腐敗沈淪の悲境より救ひ出して、清淨潔白の樂天地を以てせるもの誠に無限多望の新大の義舉たるは明々白々たり、然れ共近年社會の多數と御同志間の懶慢心は以てますます增長して、同志間志士の行動を阻害せる不少、よりては一層二層非常の御辛苦御難儀御察し申上候、○昨日

の朝日新聞紙谷中の事諸氏うつ宮の事官吏の傲慢國民侮蔑の言語掩ふべからず、諸氏に對する尙且此侮辱あり、畢竟彼等は已に既に三十八年春貴族院の議決を無視し、本年春上下兩院を無視し、且つ會計検査院をも無視せるものに候、略近頃亦内務の大干渉ありて諸氏を迫害するとのよしを傳承せり、之もとより必然の事には候得ども折角御注意のほどを祈り上候(略)

社會の多數と同志間の懶慢心は、益々增長せることを憤慨して面目の躍如たるを見る、巧言令色鮮矣仁、彼は誠や巧言令色の徒を憎惡すること、蛇の如く、たゞ誠意赤心を以て憐れむべき貧窮の民の爲めに努力せんことを思ふ熱情の人なりき、故に身に不正あるもの顧みて後暗きものは、彼の忌憚なき直言直論を恐れて、遂に彼を厭ひ、惡口するに到り

彼は野生の乃木將軍也

き、然れども七十年の長生涯を通じて曾つて自己の榮達を計りたることなきは勿論、農家とはいひながら相當なる門閥に生れて祖先傳來の家産をも擲ちて公事に盡したる一生の經歷を通覽すれば如何なる反對者と雖、彼を偽善の人、虚構の人と斷言し去るの勇氣は無かるべしと信ず、忠勇義烈なる乃木將軍の殉死に關してさへも、京都帝國大學教授たる文學博士谷本某は之れを惡罵したるほどなれば、世の曲謹小廉にして甜薄輕佻の徒は或は何等かの辭を構へてこの稀世の義人田中正造を毀陷し詬罵すること無きを保せざるべしと雖、これ素より曲學阿世の俗儒が事のみ身を殺して仁を爲すは、在野と在朝とに論無くして人の神域に近づけるもの也、故に乃木將軍の忠魂勇魄にして追慕祭祀すべくんば、匹夫正造の信魂義魄も亦神として之れを祭祀せざるべか

らず、我儕は彼が救民愛國の熱誠禁じ難くして筆端に迷れるを見んが爲めに、明治三十六年十一月一日高橋秀臣氏に寄せたる書簡文を示さんと欲す

小生此間中より病人にて候、實は一ヶ月凡てを風邪に引かれ、出ては引込、出ては引込つゝ、ヶ所々々演說場の近所々々の宿屋に廻り歩行申候、其さま恰かも喪家の犬病んでうろたひ廻るが如し、おかしくも、悲しくも、樂しくもありませんのみ、何分社會國家のために貴家にも御自愛相祈り候、今日は只今上野館の筆を借りて一寸此願書相認め候次第、自他御察しを賜へよ、頓首

半病人 正造 より

自から恰かも喪家の犬が病んでうろたへ廻るが如しと嘲りつゝ、半

彼は野生の乃木將軍也

病人の正造が社會國家の爲めに出ては引込、出ては引込つゝ努力奮闘したるの光景を憶起する時は、我儕まことに敬虔感謝の念禁する能はず。寔に彼は身を殺して仁を爲すの人物也。孔孟の如き聖人と其心事思想を同ふするもの也。然り、彼は實に政治上に王道を行はんことを理想としたりき。眞に國家の富強を望まんに、國民生活の基礎を確立せざる可からず。とは彼が政治上の根本意見なりき。彼の行動には多少の社會主義的色彩を帯びざるにあらざりしも、其思想は社會主義よりも東洋に於て固有の倫理道德の基本をなす儒教に近かりき。少壯論語、孟子を讀みたる彼の頭腦は、從つて孔孟式に打成せられたりき。孟子が梁の惠王に對へて、地方百里にして以て王たるべし、王もし仁政を民に施して刑罰を省き、税歛を薄くし、深く耕し、易く耨りて、壯者は暇日を以て其

孝悌忠信を修め、入つては以て其父母に事へ、出ては以て其長上に事へ、挺を制りて以て秦楚の堅甲利兵を撻たしむれば、彼其民の時を奪ふて耕し、耨り以て其父母を養ふことを得ざらしむれば、父母凍餓し、兄弟妻子離散し、彼其民を陷溺せん、王往て之れを征せば、夫れ誰か王と敵せん、故に仁者は敵無しと曰ふ、王請ふ疑ふこと勿れ、と喝破したるもの、これ實に王道の政治をなさんとするもの、忘るべからざる要訣にして、義人田中正造は孟子の王道を欲求して奮勵盡瘁したるものなりき。海舟勝安房が鑛毎問題を憤慨して

古河の濁れる水を眞清水に

誰がかきませて知らず顔なる

十萬町歩の耕地と、約五十萬の農民とが古河の暴横に虐げられつゝ

彼は野生の乃木將軍也

あるの状を皮肉痛切に諷刺したるこの詠に對しても、以て當時彼の苦心努力の容易ならざりしことを察するに足るにはあらずや、彼が谷中村にありて治水方法の失當を叫び、離間中傷と冷罵愚弄との間に立ちて、天下の志士義人に向ひ、この寒村窮民の爲めに揚げたるの言や、言々句々血涙の痕なりき、乃木將軍旅順口の難戰を以て、彼が谷中村の惡闘に比す、また其慘狀に於て相似たりとせんか、先づ明治三十八年四月谷中村鐵毒被害民一同より、天下の仁人義士に向つて谷中村の視察を懇望したる左の文を見よ

栃木縣廳ハ名ヲ治水公益ニ借リテ吾ガ谷中村ヲ廢村トシテ一古河鑛山主ノ利益ヲ計ランガタメ去ル三十五年以來四ケ年ヲ經ル今日ニ至ルモ吾ガ谷中村ノ命脈タル堤防ノ破壞所ヲ築成セズ三ケ年間全村ヲ水中ニ浸シ米麥一粒モ收メシメズシテ吾々村民ヲ今日ノ慘極ニ陷レ申候而シテ吾等ノ

悲極窮極立ツ能ハズ壯丁ハ出征シ老弱ノモノ、ミ殘ルヲ穢トシ且ツ社會同情者モ軍國多事ニシテ内治ヲ省ミルノ隙ナキニ乘シテ本年愈々強制買收ニ着手セントス然レ共吾等村民ハ齊シク日本帝國國民ニシテ兵役納税ノ義務ヲ盡シ居リ候殊ニ吾カ谷中村ガ今日ノ慘狀ニ至リタルハ決シテ天災地變ニハ無之候全ク足尾銅山ノ鐵毒及ビ山林濫伐ノ致ス所即チ一鑛山主ト政府ト結託シテ彼等ノ私慾ヲ貪ランガタメ故意ニ爲セシモノニ御座候然ルニ政府ハ恰モ吾等村民ガ怠惰自暴ノ結果此慘境ニ陥リタルモノハ如キ處置ニシテ全村價額約四百五十萬圓以上ニ登ルモノハ僅ニ四十八萬圓ヲ以テ強制買收セントス殊ニ甚シキハ吾々祖先ノ墓地ヲ一坪僅ニ一圓ヲ以テ強奪セントス而カモ暴ニ二千五百餘ハ村民ヲシテ墳墓ノ地ヨリ放逐シ去リ天涯無宿ノ浮浪民トナサントス吾等如何ニ無智無氣力ト雖斯ル暴政ニ忍ブ能ハズ候況ンヤ壯丁四十名餘出征シテ滿野ニ戰ヒツ、有之候ヘバ此等征士凱旋シテ郷ニ歸ルノ日村ハ荒漠タル毒原ト化シ墳墓ハ毒水中ニ埋没シ父母兄弟妻子離散シテ其ノ影ヲ見ザルニ至ラバ留守居ノ任

彼は野生の乃木將軍也

アル吾等村民ハ此等征士ニ對シテ誠ニ何ノ面目モ無之候而シテ政府ハ貴任ヲ盡サシメンガタメ政府ニ請願スルハ却テ有害無益ナルヲ知リ村民相會シテ築堤ヲ議シ牛死牛生ハ村民ハ目下築堤工事中ニ御座候而カモ尙政府ハ傍觀知ラザル者ノ如ク却テ陰ニ之ヲ妨害セント致シ居ル有様ニ御座候如何ニ暴虐ナル政府ト雖モ吾等谷中村民ヲシテ降服兵位ノ取扱ヲナサレタシト思ヒ居リ候斯ル暴政ハ彼ノ露國ト雖モ決シテ有之間數ト信ジ候御訴ヘ申度キ事ハ澤山有之候モ筆紙ニ盡ス能ハズ候何卒吾等ノ心情御汲ミ取り破下候テ一日ノ暇ヲ割キ工事中ノ所及ビ慘狀ヲ實地ニ御視察相成度奉泣願候謹言

彼の谷中村に於ける必死の惡戰は乃木將軍の旅順口攻撃の戰ひと比して可なるものにして、慘絶、悽絶、今に到りて猶人の心膽を寒からしむるものあり、しかも旅順の堅塞は忠勇無比なる將軍の威力に依りて陥落したりと雖、谷中村に在りて暴吏の來襲に備へたる彼は、攻守位置

を異にして、彼が頑強なる防守も其功無かりき、當時彼は壓制暴虐なる政府より豫戒令を適用せられて、巡邏二名を尾行せしむるの暴舉を敢てされたりき、初期より第六期の總選舉に到るまで十年間、帝國議會の議席にあり、名聲高く、辭職後も社會人民の爲めに奮勵努力せる、公人を待つに浮浪人の待遇を以てし、之れに豫戒令を適用するが如きは、暴虐の極たり、乃木將軍は二人の愛兒を同じ戰場の露と消へしめたりと雖、部下に數萬忠勇の健兒あり、列國環視の間に赫々の偉勳を奏し得たるも、彼は谷中の廢村に惡衣惡食、僅かに生命を繋ぎて疲勞せる被害民と共に酷吏に抗して、而かも全く其志を遂ぐる能はざるに到りては、彼の心事や、頗る同情するに足るものあり、彼が長き七十年の歴史を通じて最も苦心の多かりしは、寧ろ、鎖毒問題に滿天下人心の同情を集め得た

彼は野生の乃木將軍也

る時代にあらずして、離間中傷は四方に起り、天下の同情やうやく、淡く、一身の窮乏も其極點に達し、人の顧みるものも漸く少く、谷中村のまさ、に滅亡せんとする日露戦争後の明治三十九年頃なりき、當時流石の彼も萬策盡き、村民また手の着くべき所を知らず、遂に明治二十九年以來同志の一人として彼と行動を共にし來りたる高橋秀臣氏を谷中村の村長に聘し、以て事件の解決を計らんとするの窮策に出でたり、谷中村民が當時高橋秀臣氏に村長就職依頼の書面に對する彼の添書左の書簡文は最も善く當時の實狀と彼の心事と境遇とを語れるを以て左に掲げん、蓋しこの一文の如きは彼の自叙傳中最も重要なるページを占むべきもの也

大至急願

拜啓後便委曲御願申上べく、不取敢御歎願書其儘御回送申上置候、此死地人民の爲に御承認相成度もとより普通の場合なれば何を以て御願申上候事は出來不申、只誠に九死一生の場合、此人道及國法の滅法に付、此儀御救相願度候、兎に角舊村長三人現村會等の協議より小生へ依頼越候次第、たとい無邪氣の申出なりとも、之れ沈没船乗組人悲鳴の泣訴に付、萬事を御擲たれて御承諾被下候上、助役書記一切貴下の御選任にて一時此廢村のために御盡力奉願候、尤も目下は職務管掌村長あり、買收事務相扱ひ、地方官とともに村民虐待、人民侮辱、詐欺瞞着、誘惑誘拐、強迫威赫、甘言渾ての惡事、一も残すなく、而して人道國法政治經濟一切の組織をも早く蹂躪し盡し、今は此堤内一千町の沃野人民を擧て奪略せんとす、此亡國村に付小生等一昨年七月以來

彼は野生の乃木將軍也

一日も半時も休みなく従事救済罷在候得共、餘り多忙のため其後東京諸友に書状を出す餘力なく、又思へば答ふの道を缺き、よりて官衙に出頭するか、議會に運動の出京も出来兼、只管下級人民の毎戸に付泣寄りの相談の外何事も出来不申、左部氏は已に逃げ去り、今は誠に助勢人少く、社會には離間され、普通人民の訪ひ来る人も無し、此沈没船の悲鳴を聞く人も無之候ほどに候、但し村中も未だ半は残り申候間、兎に角御出張相願度候、詳細は後便或は御面會の上申上度候得共、是亦此戦局多端に付免に角突如御尊來の榮を得ば御諾否とも直接判決相成誠に小生當方の便法とは相成候、此手紙を認むるにも苦心はんもん粗略の文面其儘拜呈御叱りのほども憚り不申候、多罪々々偏御採用を仰ぎ候、恐惶々々頓首、三十九年二月十八日、谷中村下宮川

鍋方田中正造、高橋秀臣様、栃木町出先より出す

股肱と頼める部下には逃げ去られ、今は助勢の人も少く、社會には離間され、普通訪ひ来る人も無く、沈没船の悲鳴に耳を傾くるものとても無き彼が當時の心事や思ふだに涙の種たらざるばなし、秀臣氏を谷中村長に聘せんとする推薦状と共に、彼は前掲書簡の外、左の端書を送りたりき、以て當時事情の如何に凄慘にして切迫し居りしかを知るに足らん乎、文に曰く

拜啓書留郵便の事、滑稽的なりとの御叱りあらん、なれども決して然らず、人道のためにお願に候、たとひ一ヶ月なりとも、尊名許りなりとも、断じて御採用奉願上候

谷中村民の困扼と、彼の苦心配慮とは、この書簡と事實とに於ても、之

彼は野生の乃木將軍也

れを想察して餘りありと信ず、彼と乃木將軍とを比較對照して論評説述する所あらんと欲して、筆路繁多或は讀者を倦まさんことを恐るゝが故に、項を更めて後章説く所あらん

五 鑛毒問題の獅子吼

鑛毒問題は義人田中正造の生命也、これを離れて彼無く、これを去りて彼が眞の面目は流露せず、田中正造なる一箇の清奇勁烈、精悍淡泊なる人格は、この問題を透ふして、少くとも明治年代に於ける日本國民生活史の重要な幾頁かを飾りたりき、もし彼が雨に愁へ、風に傷へ、或は雪虐霜饑の慘苦を嘗めつゝ、十年間の間斷なき獅子吼無かりしならんには、彼のいはゆる蒼田變じて毒海となり、今頃は渡良瀬川沿岸十萬町

歩の耕地は、不毛の曠野と化し居たるなきを保せず、現に今夏彼の病を見舞へる花井法學博士は、渡良瀬川畔樹木の鬱蒼たるを見て、之れを十年前毒害劇甚なりし當時と比較對照し、彼等の盡力に依りて施されたる除害工事の功果に驚きたりき、もとより暴惡なる富豪古河の經營せる足尾銅山除害工事は、決して完全なるものといふべからず、彼がこの施設に満足せざるは當然なるも、しかもへの字なりに歪みたりとするも、この工事あるが故に鑛毒の被害を薄くしつゝあることは公平なる識者の一致する所にして、而かしてこの除害工事を設けしめたるは、全く彼が十年獅子吼の資たるを失はず、此點に於て、不本意ながらも彼は瞑して可也、又、十萬町歩の耕地に依りて其生活を營める五十萬の農民は、彼が被害民の爲めに樹立したる功勳の甚大なることを憶ふて之

れを銘記し、子々孫々に到るまで彼の恩を記せしめざる可からず、試みに思へ、もし惕厲、砒礪、簡潔、道宕なる大人格を有する義人田中正造ありて、政府當局の非違を彈劾し、兇惡富豪の横暴に反抗して、之れを天下に呼號し、議政壇上に肉迫して、社會義憤の同情を博して、反省を促すの道に出でざりしならんには、五十萬の農民は十萬町歩の荒土と共に眞に餓死の外なかりしならん、我儕は田中正造を以て日本人民の爲めに氣を吐き居る偉人傑物として、之れに感謝敬虔の意を表するものなるが、少くとも足尾の鑛毒に其生命財産を奪はれんとしたりし渡良瀬川沿岸の人民は、彼を神として、子孫に傳へて、厚く祭祀せざる可からず。

鑛毒問題は彼の全部也、我儕が今彼を評傳して聊か江湖に向ひて日本國民の元氣未だ全く鎖沈し去らざることを立證せんとするに當り

ては、鑛毒問題に對する彼の獅子吼に力を注ぎて叙せざるべからず、鑛毒問題の獅子吼を叙するに方りては、明治三十四年十二月十日の帝國議會開院式に當り、明治天皇に奉呈せんとしたる所謂上奏文、即ち其請願書を掲ぐるの必要あり、然るに該請願書は當時當局これが公表を禁じたるが故に、其文章内容や逸として尋ね難きも、彼の口より傳はりたる内容と文章とは、凡そ左の如きものなりしならんといへり。

草莽の微臣田中正造、誠恐誠惶、頓首頓首、謹で奏す。伏て惟るに、臣田間の匹夫敢て規を踰え法を犯して、鳳駕に近前する其罪實に萬死に當れり、而も甘じて之を爲す所以のものは、洵に家國民生の爲めに圖りて一片の耿耿、竟に忍ぶ能はざるものあれば、なり伏て望むらくは

陛下深仁深慈臣が狂愚を憐れみて少く乙夜の覽を垂れ給はんことを
 伏て惟るに東京の北四十里にして足尾銅山あり其採鑛製銅の際に
 生ずる所の毒屑毒水久しく澗谷を埋め溪流に注ぎ渡良瀬河に奔下
 し沿岸皆其害を被らざるなし而して鑛業の發達するに従つて流毒
 益す多く加ふるに比年山林を濫伐し水源を赤土となせるが故に河
 身變じて洪水頻に臻り毒流四方に汜濫して毒屑の浸潤せるもの茨
 城群馬埼玉四縣及其下流の地數萬町歩に達し魚族斃死し田園荒廢
 し數十萬の人民産を失ひ業に離れ飢て食なく病て藥なく老幼は溝
 壑に轉じ壯者は去て他國に流離せり此の如くにして二十年前の肥
 田沃土は今や化して黄茅白草滿目慘憺の荒野となれり
 臣夙に鑛毒の禍害の滔々底止する所なきと民人の疾苦其極に達せ

るを見て憂悶手足を措くに所なし嚮きを選んで衆議院議員となる
 や第二議會の時其狀を具して政府に質す所あり爾後旬期議會に於
 て大聲疾呼其拯救の策を求むる茲に十年而も政府の當局は常に意
 を左右に托して絶て之が適當の措置を施すなし而して地方牧民の
 職に在るもの亦恬として省みず甚しきは即ち人民の窮苦に堪へず
 群起して其保護を請願するや有司は警吏を派して之を壓抑し誣て
 兇徒と稱して獄に投ずるに至る而して其極や現時に在て國庫收む
 る所の租稅數十萬圓を減じ人民の公民の權利を奪はるるもの算な
 くして町村の自治全く頽廢せられ飢餓疾病及び毒に中りて死する
 もの年々多きを加ふ
 伏て惟るに

陛下不世出の資を以て列聖の餘烈を紹ぎ徳四海に溢れ威八紘に展べ億兆昇平を謳歌せざるなし而も

輦轂の下を去る甚だ遠からずして數十萬無告の窮民空しく雨露の澤

を希ふて昊天に號泣するを見る嗚呼是れ聖代の一汚點にあらずと

謂はんや而して其責や實に政府當局の怠慢曠職にして上は

陛下の聰明を塗蔽し奉り下は家國民生を以て念となさざるに因らず

んばあらず嗚呼四縣の地亦

陛下の一家にあらずや四縣の民亦

陛下の赤子にあらずや政府當局が

陛下の地と人とを把つて此悲境に陥らしめて毫も省みるなきものは

れ臣の黙止する能はざる所なり伏して惟るに政府當局者をして能

く其責を竭さしめ

陛下の赤子をして日月の恩に光被せしむる所以の途他なし渡良瀬河

の水源を清むる其一なり破壊せる河身を修築して其天然の舊に復

する其二なり激甚なる毒土を除去する其三なり沿岸無量の天産を

復活する其四なり頽廢せる多數町村を恢復する其五なり而して毒

水毒屑の流出を根絶する其六なり如此にして數十萬生靈を塗炭に

救ふて其人口の減耗を防遏し且つ我日本帝國憲法及び法律を正當

に實行して各々其人民の權利を保護せしめ更に將來國家の基礎た

る無量の勢力と富財の損失を豫防するを得べけんなり若し然らず

して長く毒水の横流に任せば臣は恐る其禍の及ぶ所將さに測る可

らざるものあらんことを臣年六十一而して老病日に迫る念ふに餘

命幾くもなし唯萬一の報効を期して一身を以て利害を計らず故に
斧鉞の誅を冒して以て聞す情切に事急にして涕泣言ふ所を知らず
伏て望むらくは

聖明矜察を垂れ給はんことを臣痛絶呼號の至りに任ふるなし

明治三十四年十二月十日

草莽微臣田中正造誠恐誠惶頓首頓首

義人田中正造は渡良瀬川沿岸五十萬農民の慘苦に泣けるを以て惻
隱の情禁する能はず一方には傲慢兇暴なる富豪古河のなす所と政府
當局の富豪に阿附すると在野政黨が此くの如き國民の實際生活に大
關係ある重大問題に冷淡なるを看ては憤慨まことに措く能はざる
ものあり書簡は彼の人格也其意見信念皆書簡の文章に躍動す讀者請

ふ彼が破憲の叫びを聞け

兵百萬を有するも政治が憲法を破壊せば之を奈何今人志士の外は
破憲の聲に驚かず甚だしきは議員にして中には驚かぬ人々も少か
らずといふべきか之れ破憲は常事とせるがためならん予等けして
之を許さず偏に御教訓を要するなり此場合格段の御苦心を奉願
度本日更に參上は此事に候頓首

兵百萬を有するも政治が憲法を破壊せば之を奈何とは何等の沈痛
にして深刻警拔にして慷慨の叫びぞや大正の政變は近年罕れに觀る
國民的烈烈の大運動と稱せらる然るにこの大運動の起りたる所以の
動機を稽ふるに全く閥族官僚の憲法を破壊せんとする暴舉に憤慨し
て國民の憤起を促したるものに外ならずしからば田中正造の如きは

十數年以前に於て、鑛毒問題を透して護憲破閥の大義を天下に宣明したる一大先覺の士にはあらずや、要するに政治は力也、殊に立憲政治は力の政治也、治者と被治者との間に力の平均を失はんに、茲に破憲の暴舉は生ぜざるを得ず、一たび破憲の暴舉にして生せんには、國民にして全く衰弱氣死し去らざる以上は、茲に護憲の運動は起らざるを得ず、マグナカータは英國憲政の基礎をなすといふと雖、しかも爾來七百年間治者と被治者との間に力の平均を失はれたる際しばしば破憲の暴舉あり、護憲の運動ありたるにはあらずや、日本は現に治者の地位に立つ閥族官僚の力、獨甚だ強大にして、被治者の境遇にある國民の力、頗る微弱なるが故に、立憲政治の形式は徒らに存在するも、實質はこれに伴はず、國民は空しく精神亡びて形骸のみなる憲法に隨喜しつゝ、噴火山

上に舞踏せるを觀ては、有心の士の憂慮感慨、禁じ難きものある決して偶然にあらず、田中正造が鑛毒問題に於て憲法は無視され、法律は蹂躪され、人民はいたづらに立憲政治の空名に酔ふて其利權の奪取され居れるをも知らざるを見て、至誠燃ゆるが如き彼の激昂する偶然にあらず、明治四十一年五月十三日下野國より東京の同志に寄せたる書簡に曰ふ

拜啓如何々々、生も關東地方人道の戦争に混亂餘日なく、終に意外御役にも立ち不申、多年被害民のため蒙りたる多大の恩義に寸毫報る能はざるを遺憾の極とせり、只謹で貴下が社會人類のために今後の御健全をいのり上候、右御機嫌御伺、旁御詫まで、亂筆頓首、人道の戦士として陣頭に立てる義人田中正造が、生も關東地方人道

の戦争に混乱餘日なし、とは、彼が吠々勃々抑へ難く留まり難き犠牲的
 努力の大精神を自から告白して餘さざるものなり、茨城縣境町より花
 井卓藏氏に送りたる左のはがき文は、簡勁適切、激昂悲壯、含蓄深遠にし
 て音節鏗鏘、敲けばまさに紙上に響鳴あらんとするが如き堂々たる大
 文章たるを失はず、曰く

人民國法を重んじ、政府國法を侮辱し、無視し、破壊すとせば之を奈何、
 詳細は御面會に申上度候、頓首

僅々四十二字、要を得、旨を傳へ、以て如何なる大家先生を以てしても
 一字を添ゆる能はず一句を削る事を許さざる文章を草すること此
 の如き彼は、もと深く文字に嫻へるものにあらず、しかして猶ほ善く此
 くの如きは、全く至誠赤心、鑛毒問題に熱狂し、滿頭悉くこれ此の問題に

灑がれ居れるが故に、斯かる神品を得るものならん乎、まことや至誠は
 天地神明をも感せしむるに足るの靈力あり、彼が獅子吼も徒勞ならざ
 りき、明治三十四年に到りては足尾銅山鑛毒問題に對し、學者政治家、宗
 教師、教育家、辯護士、新聞記者等の民間有志に依りて足尾鑛毒問題解決
 期成同志會は組織せられ、委員を擧げて之れが調査をなしつゝ、ありし
 が、越へて三十六年五月九日に到り、同志會代表者として本多庸一、田中
 弘之、島田三郎、巖本善治の四氏は、時の内閣總理大臣、伯爵桂太郎氏を訪
 ふて、以て同志會に就て決定したる意見を親しく具陳し、以て政府の反
 省と熟慮と實行とを促したり、文や少しく繁なれども、當時の狀態と問
 題の真相と經過とを知るに於て、最も重要有力にして適切至當の材料
 たりと信ずるが故に、左に之れを掲載することゝせり、蓋しこの同志會

の意見書を一讀せば、如何に問題の重大にして解決の困難なりし乎、しかして彼が苦心努力の如何に甚だしくして、功勞の大なりし乎を想像するに餘りあらん

足尾 問題解決期成同志會意見書

一昨年以來本會の調査によるに足尾銅山の稼行は現在營業の狀を以て之を國家の保全と兩立せしむるに能はざるの結論に到達したり從來當局の報告と鑛業家の辨疏とを見て豫防工事の全く無効ならざるべきを想ひ果して有効ならざるには既往の患害を除き去らば將來に於ける流毒少なくなるべくして國家の保全と鑛業の稼行と兩立せしむるを得べしと萬一の冀望を懷き初めより停止の可否を胸底に蓄へず獨立の位置に立ちて専ら事實の調査に努めたり然るに調査の結果は現在の營業を繼續するは地勢の許さざる所にして國土人命に及ぼす危害は終に之を避くる能はざるべきを信するに至りたり

豫防工事施設以前の流毒は群馬縣桐生町より茨城縣古河町に至る十餘里の流域を荒廢せしめたり是れ何人も熟知する所の顯著の事實なり豫防工事施設以後と雖も雨水の捨石を浸して溪谷を傳ひ樋より溢れ沈澱池を漏れ鑛砂を洗ふて細流に注ぐ者集りて渡良瀬川に入る是皆有害の毒水にして豫防工事の能く之を防ぎて無害たらしむるを得る所に非ず其實證として見る可きは切幹を経て大間々に至る十數里の水路は溪間の急湍にして豫防工事以前の毒を瀦溜するが如き緩流に非ず然るに大間々より少しく下りて平地となり緩流して兩邊の田面に灌ぐ用水は皆稻の生長を害して禾穀登熟せず且桐生町に於て渡良瀬河水を池中に引き生魚を養ふ者は夏期に於て著き變化を見ざるも冬初に及べば其魚皆斃死す是れ常に足尾より有害の毒水に渡良瀬河中に流して豫防工事の之を無害ならしめざる的證なり若し或る者の辨疏するが如く工事以前の瀦溜する毒砂が雨水によりて沿岸に漂ふ者なりとせば急湍にして瀦溜なき大間々近地の毒水は如何に之を辨疏せんとする乎

平日と雖此流毒あり一旦風雨の變あれば豫防工事は全く無効に歸す而して此天災は三年若くは五年一回必ず起る者にして此天災の程度將來猶ほ既往の如しとするも其國土人民に及ぼす禍害は毎回益々劇甚を加へん何となれば鑛業の爲めに林を枯らし山を禿して土砂壞崩し雨水急下し河底又雍塞するの結果洪水氾濫の害は降雨の量よりも更に幾層の勢を増加すべきを以てなり

豫防工事の一部として林木植附と土砂并止との設備を爲し一種の徒は之を有効の如く辨すと雖も實際其効なし毒煙は森林を枯らし百年の古木尙ほ生存を保ち難ければ一方毒煙を揚げしめて他の一方に若木を植附くも到底生長す可からず且鑛坑に水を生ずるは稼行者の忌む所なるに森林の繁茂は間接に坑中に水を増出する原因となるを以て單に稼行上の便利よりするに鑛業家は森林の繁茂を忌むを常とす是れ亦足尾の如き地勢に於て森林の保存せられざる一大原因なりとす土砂の并止は平日一見して其効あるが如きも一旦雨水急に出づれば蒼苔を帶ぶる岩石すら尙ほ壞崩

するは客年八九月出水の事實を徴すべし況んや人工を以て能く之を防止するを得んや

一、廿五年九月廿八日の出水により除害工事の破損尠ならず向間藤に於ける沈澱池の三個は山上より土砂壞崩の爲め埋没し中才沈澱池の一部は破壊し同濾過池上は四尺餘の洪水流過して其の石垣悉く流失し本山京子内堆積所及小瀧文像澤堆積所は各其の一部を崩墜し通洞對岸の砂形堆積所は前後二箇所崩墜し又撰鑛所其の他より鑛毒水を沈澱池に流下する爲めに設備したる掛樋は數百間流失したり以て除害工事に完全ならざるを證すべし

二、百歩を譲りて銅山借區内は除害工事を完備して平時は有毒物を流失せざらしむると假定するも其の附近は既に毒煙撒布したると山林を濫伐したるとにより渡良瀬川に注ぐ久藏川松木川及び仁田元川沿岸の山澤は殆ど全く禿山となり樹木少なきが故に風雨毎に土砂を崩潰し爲めに渡良瀬川の河床を益々高むるは明白なり客年九月末の洪水により銅山

附近の河底は六七尺を埋没したるのみならず下流一般に河床を高めたること甚しき者あり

三、客年九月末の天災の如きは稀有なりとするも之を從來の事歴に徴すれば渡良瀬沿岸は三年又は五年毎に必ず大洪水あるを例とす明治二十三年同廿九年同卅一年及卅五年の事實によりて證すべし而して洪水の起る毎に土砂崩壊して河床を高め堤防を破壊し沿岸の村落をして荒廢に歸せしむるもの層一層太だしきは明かなり客年九月埼玉縣利島河邊の二村は利根川の破堤により其の村内の中央部を殆んど河原に變ぜしが渡良瀬沿岸も同じく破堤の爲め家屋を流失し田畑を荒廢したるもの尠少にあらず此の如く既に河床を高めたるもの甚しきが爲めに若し此儘に經過せば將來は多少の出水と雖も其の氾濫の區域頗る大なるを致して現時渡良瀬沿岸十餘里を荒廢せしと同一事情は今後利根江戸兩河の本支流を荒廢するに至らん

(參照) 本會は技師を派遣して東京府足立郡南葛飾郡、埼玉縣北葛飾郡

南埼玉郡、千葉縣東葛飾郡印旛郡、茨城縣稻敷郡等十六個所より土壤標本十八種を採集し之を分拆せしめたるに悉皆銅分の夾雜せるを認め其の附近は年々多少の收穫減少し苗代の發育常に不良なるを確めた

四、除害工事中沈澱池及び濾過池の設備は洪水なき平時に於ては比較的施行せらるると雖も足尾の地勢たる元來山谷溪流の間に介在する狹隘の個所に加ふるに既に工事上の必要によりて樹木を伐採し盡したると脱硫酸より出づる煙毒との爲に草木枯死して山林荒廢し殆んど山骨を露出したる者なれば現時の如き多少の植栽を似て土砂の崩潰を擇止するのと能はざる者なり如今多少の設備存すると雖是れ銅山附近の一部に止まりて其他何等の設備なきを以て風雨毎に其効益々微なるを證せり故に足尾は地勢上より見るも現時の營業方法を許すべからざる者なり

五、脱硫酸の煙毒を消滅するの効力なきとは其建設以來附近の草木を枯死せしめ松木久藏の二村落を頽廢せしめしによりて知るべく此の事實は

何人と雖も否認すること能はざるなり若し之を今日の儘に放任せんか
森林の回復は決して望むべからず森林回復せざれば土砂の崩墜止む時
なく常に河床を高むるを以て下流の被害は殆んど計るべからざるに至
らん

六百歩を譲りて沈澱池濾過池及脱硫塔は改良に改良を加へて之を完備し
永久其効ありと假定するも茲に決して看過すべからざる一事あり即ち
各沈澱池に於て乾燥したる毒土砂を各堆積所に搬出して之を積重する
事にして甲所充滿すれば之を乙所に轉ずるを常とす此堆積を増すは即
ち流毒の原因を増すが故なり而して此毒土砂は從來渡良瀬川に放棄し
以て其の沿岸を荒廢せしめたる者なりしが除害工事の命令によりて之
を諸所に堆積し石垣を築きて其崩墜流失を防ぎたるものとす然るに客
年の洪水は其整個所を破壊し之を流失したるのみならず海拔六百メー
トル餘の溪谷に有害物と認定したる物を年々堆積するは決して黙過す
べからざるとなり但大洪水と雖も之を一時に流失するとなかるべし然

れども各堆積所は凡て山谷溪流の間に介在するものなれば天然の作用
によりて鑛毒物を分泌し早晚下流に浸入するが故に之を永久に防止し
て無害たらしむることは人力の決して及ばざる所なり

七、足尾銅山幾萬の住人が日夜需要する薪炭の爲めに既に其の附近の山林
を濫伐し盡したるのみならず今や進んで利根川流域片品川の流源たる
山林を採伐し同所赤岩出張所より足尾銅山に至る間に鐵索を設け日夜
之を運搬し居れりされば數年の後必ず利根川沿岸をして荒廢に歸せし
むるに至るべし

以上の事實は現時の稼行を許容すべからざる重大の理由なり蓋し我國の
銅鑛稼行は之を歐米の者と同視するを得ず足尾鑛業は又之を日本國內他
の銅鑛と一様に視る可からず歐米に於ては水田の耕法を用ゐざるが故に
鑛毒を流出するも河水を汚すの一事を覺悟すれば他に大なる苦情無かる
べしと雖我國は水田灌溉の用多くして國の富源を専ら此に資るは現時の
状態なれば河水の利を享くる地悉く其害を被らざるも能はず是れ歐米と

相違する第一要點なり且足尾の地勢たる六百メートルの高山にして渡良瀬川利根江戸の諸川を経て海に到る迄數十里皆一帯の流域にして足尾山上に流出する鑛毒は此數十里の沿岸を荒廢せしむべし先見の士夙に之を患へて鑛毒を止めんとせしも當局の姑息なる之を不問に附して既に渡良瀬川十里の沿岸を荒原に化せしめ餘毒又利根江戸の二川及び其支流に及べると前文記する所の如し想ふに國內幾多の銅山ありと雖足尾の如き地勢を有する者恐くは他に之れ無らん故に足尾銅鑛の稼行を止むるを以て他の銅鑛も亦之を止むべしとの標準とす可からず他の銅鑛を許容するを以て足尾銅鑛を許容するの標準とするに足らざること勿論なり

説を爲す者あり曰く足尾鑛毒の害の慘は即ち慘なりと雖群馬栃木の毒害劇甚地は既往の被害にして今更容易に回復す可くもあらず今日一戸の鑛業を止むるも他の一方の農利を復す可からずんば一年一十萬斤の銅産を一朝に止むるを結局國家の不利益なりと嗚呼是れ大體に通ぜざる迂説なり夫れ鑛毒流れて止まず洪水を出し河底を高む其漲る所昨は横に一里を

浸せしも今は擴がりて二里三里を浸し將來其底止する所を知らざるなり現に客年九月の出水桐生町の一部を押し流し更に一日の降雨あらば足尾町も亦同一の害を免れざりしならん且現時渡良瀬川十里沿岸の慘狀は後來利根江戸の二沿岸に現出すべきを明白なる時は今にして斷然根本を治むるの策を取らざる可からず加ふるに人命上の一大危險あり原と賃錢上の得失を以て計量すべき問題に非ず此點より觀察するに銅鑛の利益他の損害に超ると假定するも國家道義の觀念よりして之を不問に附す可からず之れ治者の屬目すべき第一義なりと雖も假りに暫く此問題を別にし第二に位する經濟上の得失に於ても亦鑛業を保存して沿岸の地方を耗すること國家に大損害あるを確認すべし去る三十年の調査による國稅のみにして毎年の地租十七萬圓を免除せり爾來六ヶ年其の毒流の及ぶ所縱横幾倍の範圍に擴がりしぞ鑛山の利は一年出す所一十萬斤に過ぎず且年限ある浮利を以て永年不盡の地方に代ふ可からざるや昭晰明白一點の疑議ある可からず

又分疎する者あり曰く現時の鑛業を中止せしむるも坑水の流出は遏むること能はずして堆積の毒土は流下すべし不十分なる豫防工事なりと雖も尙ほ稼行者に責を負はしむるの害毒比較的少きに如かずと嗚呼是れ政府が國家の責務を忘却して國土永久の利益を思はざる妄言なり稼行は百年不盡の者に非ず坑洞若干の深きに達すれば得失相償はざるべきを以て之を廢棄せざる可からず足尾銅山幾年にして其毒の盡くるを知らずと雖早晩必ず此期に達すべし此時迄有害の稼行を許容し一旦廢坑の曉に至らば堆積の毒土砂と流失の坑水とは之を如何にせんと欲する乎足尾の地勢此種の稼行を不可とするの事實明白となりたる以上一日是を許容するは將來其害毒を増大するの事實決して疑ふ可からず之を停むると一日早ければ一日丈害淺し故に之を停止して坑水毒土を處分するとは是れ國家の責任にして寧ろ從來怠慢の罪を追償する義務と言はざる可らず然るに停止以後の遺害を口實として後年益々増加すべき毒水毒土を遺棄放置せんとするは國利を永年に保全せんとする者の與みすべき處置に非ざるなり

以上の事實と觀察とによりて本會は政府が此際斷然現行法律を適用して鑛業の稼行を止めんことを冀望す是れ當然の職分なりと信するが故なり
右決議致候間御採用相成度候也

明治三十六年五月九日

足尾鑛毒問題解決期成同志會委員

- | | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 巖本善治 | 今村力三郎 | 花井卓藏 | 飯田宏作 |
| 本多庸一 | 布川孫市 | 和田劍之助 | ○高橋秀臣 |
| 高木政勝 | ○田中弘之 | ト部喜太郎 | 潮田千勢 |
| ○陸實 | 矢島揖 | 幸徳傳次郎 | 安部磯雄 |
| 佐治實然 | 佐藤良太郎 | 木下尙江 | 鹽谷恒太郎 |
| 島田三郎 | 門馬尙經 | 鈴木重遠 | 鈴木萬次郎 |
| 内閣總理大臣伯爵 | 桂太郎殿 | | |

渡、良、瀬、利、根、の、二、川、沿、岸、一、府、五、縣、に、わ、た、る、十、萬、町、步、の、耕、田、と、五、十、萬、の、農、民、と、が、其、生、活、の、資、源、を、奪、は、れ、祖、先、の、祭、祀、を、斷、絶、し、天、涯、地、角、に、そ

の漂泊の憐れなる運命を托するの外なきに到らしむる慘毒を流せる足尾銅山も義人田中正造が十年屈せざる獅子吼の爲めにやうやく天下の大問題となりて輿論の攻撃を被るに到り被害民も爲めに前途に一道の光明を認め得るに到りき屢々我儕の痛言するが如く彼が十年不斷の獅子吼無かりしならんには兇暴なる富豪と之れが鼻息を窺ふて唯その及ばざらんことを恐るゝ當局の私曲との爲めに五十萬農漁の民は或は政を以て其生命を奪ひ去られ居りたるやも亦未だ知るべからず狡猾にして誦詐惡辣にして陰險なる銅山王古河市兵衛が鐵毒の未だ全く甚だ激甚ならずして彼に依りて未だ獅子吼されず天下の大問題とならざるに當りて早く既に後日の騒動を豫期して之れに備ふるが爲めに無智矇昧なる被害民に對し法律の不備に乗せんとして

左の契約書を作成調印したりき是れ明治二十五年八月中のことにして、同月二十三日を以て作成せられたる契約書の文案書式を示して、以て古河が如何に惡辣の手段方法を講じたるかの例證となさん

印紙 契約書

下野國上都賀郡足尾に於て古河市兵衛が所營の銅山より流出する粉鐵に就き、渡良瀬川沿岸町村に被害有之に付、今般仲裁人立入其扱に任じ、安蘇郡植野村、界村、犬伏町人民より正當なる手續を盡し、委任を附托せられたる惣代福地政八郎外二十六名と古河市兵衛との間に熟議契約をなす左の如し

第一條、古河市兵衛に於ては仲裁人の取扱に任せ示談金として左の如く支出するものとす、第一項、金千三百六十八圓九十錢四厘也、是は

本件の爲めに要したる失費に充つ、第二項、金一萬圓也、是は植野村界村、犬伏町の關係地適宜配當第三項、金一萬四千圓也、是は水防費として明治二十六年十月三十日、同二十七年十月三十日の兩期に半額づゝ支出する者とす、第四項、第一、第二兩項の金額は即時之れを支拂ふ、第五項、第三項の金額は難止支障を生じ水防工事遂工に到らざる時は更に之れを三ヶ村關係地へ配分する事

第二條、前條の金員を古河市兵衛より支拂ひたるに就ては來る明治二十九年六月三十日迄は粉鑛採集器實効試験中の期限とし契約人民は何等の苦情を唱ふるを得ざるは勿論、其他行政及司法の處分を乞ふが如きは一切爲さるべし

第三條、明治二十六年六月限り粉鑛採集器据付、明治二十九年六月三

十日以降に至り粉鑛採集器其効を奏したる時は此契約は終尾として互に和親睦合すべし

第四條、前條の粉鑛採集器萬一にも奏効を見ざる時は更に明治二十六年七月より起算し猶將來に付臨機の協議を遂げ別段除害の約定なす事

第五條、古河市兵衛は渡良瀬川の源流に連る諸山の立木を伐採する事あるも該水源涵養を害せざる事を勉め伐採跡へ苗木植付を怠らざる事

第六條、此關係ある地を異日他に賣買讓與するものある時は必ず此契約ある事を買受人又は讓受人に承諾せしめたる上其手續をなすべし、且つ古河市兵衛が鑛山所營名義を變換したる時も又同じ、但し

本文承諾の手續をなさずして買賣讓與したる者は買受人又は讓受人より何等申出あるも古河市兵衛及關係者は一切關係せざるは勿論此契約者連帶責任として證明を申すべき事

第七條關係地の區域は別紙圖面及明細書を以て之れを證明す

第八條此契約書は二通を作り互に之を取換せ置くものなり

前條々の如く示談行届候上互に親睦を主とし將來異變なき爲一同連署候也

右は栃木縣安蘇郡植野村被害地主惣吉をして福地政八郎高阪光太郎小林庄太郎島田智二青邨吾市思田輪平兵藤治助増山熊市武井松太郎同村助役岡田半平界村被害地主惣代矢島幸作三關小三郎三關市作福地直八茂呂平吉手島春次大竹伴次高橋定吉新樂林藏井腰勘十郎同

村長須藤新三郎犬伏町被害地主惣代山崎欣三郎山崎啓三郎佐瀬米吉川田茂右衛門島田惣吉川島仁左衛門中野朝十郎大月團三郎同町長板橋六郎と古河市兵衛との間に署名調印して取り換はせたるものにして仲裁人として中山丹治郎横尾輝吉檜山六三郎山口信治天海濱吉大谷龍矢島中新井保太郎川島治平塚田峰三郎の諸人署名調印し居れり而かして植野村助役岡田半平は之れに『右本書は植野村に於いて預かり置保管致候也』と奥書して同月二十五日附を以て署名調印し居れり

悪辣譎詐にして狡猾姦黠なる古河の心事は以上契約書の文句を一瞥するものゝ直ちに看破して疑はざる所に屬せり正直誠實にして其高潔義侠なる田中正造が此の如く無智にして法律に暗き人民を欺か

んとする行動を見て、烈火の如く怒氣心頭より發して憤慨したるは、もとより至當の事に屬せり、空拳以て小兒を誑かし、睡藥以て人の命を奪はんとする惡虐の罪事と何の擇ぶ所かある、當時は恰かも日露戰爭前にして日本國民の元氣は今日の如く戰勝の空名に酔ふて驕慢に流れ、輕佻の風と甜薄の俗とは士氣を銷沈萎縮せしめたる時代にてはあらざりしを以て、義人田中正造が鑛毒問題の獅子吼に對して慨然として奮ひ起ちたる有志家は天下に滿つるの盛觀を呈したりき、足尾銅山鑛毒問題解決要求の聲は、彼の獅子吼に依りて如何に澎湃として冲天の勢を呈したるかを示さんが爲めに、當時輿論を代表したる足尾銅山鑛毒問題解決意見發表演說會の景況を掲ぐるの必要あり、先づ同志會は明治三十六年五月十六日より六月十七日にわたりて四回開會したり、

其日時場所演題辯士左の如し

第一回 (五月十六日神田錦輝館)

(出席辯士) 大亦楠太郎、卜部喜太郎、新井要太郎、田中弘之、木下尙江、本田庸一、

高野孟矩、安部磯雄、島田三郎

第二回 (六月二日日本郷中央會堂)

(出席辯士) 大亦楠太郎、佐藤千纏、高橋秀臣、高木政勝、飯田宏作、田中弘之、安部

磯雄

第三回 (六月八日芝ユニテリアン會堂)

(出席辯士) 佐治實然、高木正年、高橋秀臣、櫻井熊太郎、本多庸一、加藤咄堂、田中

弘之、高木政勝

第四回 (六月十七日兩國江東伊勢平樓)

演題

一 鑛毒被害地は日本の國土也

一 此國土の喪失を奈何

鑛毒問題の獅子吼

辯士

高野 金重

櫻井熊太郎

- 一 内閣責任論
- 一 國家問題としての續毒事件
- 一 反對論者何處に在る
- 一 經世濟民
- 一 法の生殺は人に依るべからず
- 一 續毒問題の解決
- 一 續毒衛生に害なき乎

- 卜部喜太郎
- 高橋秀臣
- 松村介石
- 田中弘之
- 高木政勝
- 安部磯雄
- 津田仙

被害民等は當時此等の人々の姓名を永く子孫に傳へて忘失せざらんことを期すといひ、これ全く數十萬の被害民を渡すべき舟筏にして其恩の廣大なること山高海深も能く比する所にあらずと唱へき、然らば此くの如き強大なる輿論の力を捲き起したる田中正造に對する被害民等の恩誼や之れを神に祭りて永遠に感謝の意を表せざるべから

ざるものなりと信す、更らに青年修養會は同年七月一日より七日まで連日七回にわたりて七箇所に熱辯を揮ひき、即ち左の如し

第一回 (七月一日下谷二長町足立屋)

演題

辯士

- 一 開會の辭
- 一 露國は吾國の勁敵に非ず
- 一 民は國の本吏は民の雇
- 一 噫爆裂彈の時か
- 一 一致て毒藥販賣を禁する勿れ
- 一 人命問題
- 一 經緯濟度
- 一 國家問題としての續毒事件

- 山口勉
- 大亦楠太郎
- 高木來喜
- 菊池茂
- 佐藤千經
- 西川光次郎
- 田中弘之
- 高橋秀臣

第二回 (七月二日神田今金)

續毒問題の獅子吼

義人田中正造

演題

- 一 大鹽平八郎先生を懐ふ
- 一 不作爲犯を論じて鑛毒問題に及ぶ
- 一 毒源一洗
- 一 法律と鑛毒被害民
- 一 黄金と人命との輕重奈何
- 一 經世済民
- 一 國家問題としての鑛毒事件

第三回 (七月三日麴町富士見町遠州屋)

演題

- 一 國民と鑛業
- 一 調査と解決
- 一 鑛毒問題と人世觀
- 一 相馬大作を懐ふの感あり

辯士

- 菊池茂
- 大亦楠太郎
- 加藤咄堂
- 片山潜
- 高木政勝
- 田中弘之
- 高橋秀臣
- 北原龜太郎
- 佐藤千經
- 鈴木鍊榮
- 大亦楠太郎

一 今日ある所以

一 國家問題としての鑛毒事件

一 鑛毒問題に就て

第四回 (七月四日芝兼房町玉翁亭)

演題

- 一 同情なき社會
- 一 社會の木鐸
- 一 藤村操君と中西堅助君との死に就て
- 一 輿論の勢力
- 一 疲れたる馬は鞭を恐れず
- 一 國家問題としての鑛毒事件
- 一 鑛業政策

第五回 (七月五日日本橋本町龜の屋)

演題

鑛毒問題の獅子吼

辯士

- 加納豊
- 高橋秀臣
- 本多庸一
- 藤島源藏
- 佐藤千經
- 大亦楠太郎
- 高木來喜
- 川島仟司
- 高橋秀臣
- 島田三郎

義人田中正造

- 一人道のあらん限り
- 一大鹽平八郎の進退奈何
- 一黄金の磁力
- 一現行刑法の價值幾千ぞ
- 一百年の憂を残す勿れ
- 一仁道と政道と
- 一經緯濟度

第六回 (七月六日淺草藏前植木屋)

演題

- 一民を重となし社稷之に次ぐ
- 一陳腐なる問題
- 一不清源泉難清末流
- 一青年の責務
- 一本末論

東 則 正
 奥 谷 文 智
 小 串 信 太 郎
 大 亦 楠 太 郎
 高 木 正 勝
 新 井 要 太 郎
 田 中 弘 之

辨士

菊 池 茂
 藤 島 源 藏
 佐 藤 千 經
 加 納 豐
 北 川 筌 固

一 鑛毒問題は國家問題也

一 鑛業政策

第七回 (七月七日下午谷上野山下雁鍋)

演題

- 一 藤村操君と中西堅助君の死に就て
- 一 犯罪行為は果して悪なりや
- 一 立憲政治と鑛毒問題
- 一 憲政の眞價果して幾千ぞ
- 一 噫鑛毒被害民
- 一 失望は痴人の斷案なり
- 一 鑛毒病
- 一 國民の責任
- 一 第五回博覧會の行賞と鑛毒問題
- 一 鑛毒問題の解決

鑛毒問題の獅吼子

高 橋 秀 臣
 島 田 三 郎

辯士

大 亦 楠 太 郎
 菊 池 茂
 遠 藤 敏
 高 木 來 喜
 加 納 豐
 高 野 金 重
 田 中 治 六
 高 木 政 勝
 佐 治 實 然
 安 部 磯 雄

被害問題解決の爲めに盡瘁したる諸人の高誼は被害民等が其名を肌骨に刻みて永く忘れずといへりきしかして之れが輿論の指導者となり、開拓者となりたる田中正造は、渡良瀬川畔の秋風とともに殞れたり、當年の被害民及び其子孫兄弟相續者は果して何を以てこの千古の義人田中正造の魂魄を慰めんとする乎、我儕の世人と共に聞かんと欲する所也

六 谷中村の死戦

谷中村は義人田中正造が人道の爲めに戦ひたる最も壯烈にして悲惨なる最後の戦場なりき、十年の長きにわたりて奮闘したる鑛毒事件はもとより、彼の最も困苦艱難したる所なれども、しかも熱するが如く

狂するが如き江湖の同情あり聊か以て慰むるに足るものありしと雖、谷中村事件に到りては、問題そのものが既に鑛毒事件の附録的性質を帯ぶると共に谷中一村の荒廢に關する問題にして、又鑛毒事件が一府五縣にわたるが如く關係範圍の廣からず従つて世の注意も鑛毒問題の如く廣汎甚大ならざるものあり、加ふるに一身の上には飢寒の襲ふものあり、社會俗人の誤解また伴ふことを免かれず、同志の離散し去るものもあり、姦徒の其間に離間を試みんとするものもなきにわらず、彼の苦心と悲痛とは全く谷中村事件當時を以て最も深刻にして壯烈なるものありしに似たり、故に天下の耳目を集注したることは鑛毒問題に如かずと雖、彼が義俠倜儻強意道宕なる眞箇の面目は、實に谷中村事件に於て發揮せられたり、故に我儕は今彼を評傳せんとするに當りて

鑛毒問題に重要な注意をなすと共に、谷中村事件に對して力あるの筆を揮はざるべからず、要するに是れ義人田中正造評傳中の最大骨子の一たれば也

彼、今や滿腹慨世憂民の志を齎らして死したり、これを物質上より見れば、彼はもとより渡良瀬川畔に窮死したるものなれども、然れども彼の精神志業よりいへば人道の戦争に榮冠を得たるものにして、堂々たる凱旋將軍の豪容を以て天國に入り得たるや、疑ふを要せず、彼は子孫無く兄弟姉妹無く、唯老妻と外に足利町にて糸物商を營める原田定助なる人一人の親族を有する外には、全く乃木將軍が晩年の孤獨なりしが如く、否、乃木將軍には二兒を旅順の役の露と消へしめられたれども、猶實弟の存するあり、彼は晩年の乃木將軍よりも、より多く悲慘にして寂寞

なる孤獨の境涯を経たりき、彼が谷中村の死戰の壯烈にして悲愴、悽慘にして痛快なりしは、乃木將軍の旅順攻圍戰に比して決して不當にはあらずと信ず、夫れ此くの如く彼の晩年は寂寞孤獨にして悲慘貧窮のものたりしと雖、未來の天國に於ては恰かも凱旋將軍を迎ふるが如き盛典を以て彼を待遇すべきことを疑ふこと能はず、此點に於て彼は彼が當面の敵として戰ひたる、古河市兵衛よりも幸福なりといはざる可からず、市兵衛は生きて現世にあるや、饕餮饜くこと無き本能慾を満足せしめ、死して子孫に不善不義の巨財を残したりと雖、天國に於ては遂に針の山、血の池に苛責の苦を嘗めつゝあるや、勿論なれば、人の一生を通覽して富死必らずしも羨むに足らず、貧死必らずしも恨むを須るす、今や、渡良瀬川畔を吹く肅殺たる秋の風と共に、彼は貧死したりと雖、天

國に於ける彼が入城式は如何に正々堂々たるものあるかを想へば、彼が七十年間の努力は決して徒爾にはあらざりき、我儔は彼が天國に於ける入城式の恰かも勝利の榮冠を戴ける凱旋將軍の如き堂々たる盛觀を想ふに就きて、最後の戦ひたりし谷中村事件に痛慘深刻の興味あることを禁ずること能はず、谷中村事件を叙するに當りて、先づ明治三十八年の冬を以て彼が口述發行したる『日本の谷中村の記』といへる一種の變妙にして奇警なる一文章を紹介するの必要あることを信ず

日本の谷中村の記

一、人道及國家社會を蔑如すべからざる事

二、村落奪掠の目的を以て無要の工事を起し無實の名稱を唱へて民

心を欺くべからざる事

三、私かに足尾銅山鑛業主古河潤吉等の黨を利するがために國法及

人道をも破壊し多くの國民を流離せしむべからざる事

四、故らに自治の町村を滅亡せしめざる事

五、故らに收支を紊亂し又公費を濫用して強て自治の制度を攪亂し

民衆の離散を謀るべからざる事

六、豫め謀りて奸策を廻らし年月を重ねて村民を困窮せしめ多數壯

丁の出稼ぎ及出兵者等の不在に乗じ老弱を侮り貧民の土地を奪

取すべからざる事

七、物件價格金一千五百萬圓以上の村落を毀損するがために又其費

用四十八萬圓の多額なる國費縣費を誤用すべからざる事

八、故らに村民を困窮せしめ人民自ら財産を賣却するの止むなきに
陥らしめて土地及財産を賣らしむべからざる事

九、去る三十五年以來堤防の破壊を機會とし多くの土木費を用ゆる
を名として之を盗み罪を風波に歸し其回復を圖らず三年村民に
損害を負はせて強て困窮に陥れ物件の賣却を誘惑して之を賣ら
しむべからざる事

十、豫め損害を與へんため從來太き堤防を削りて細くし堅牢の堤防
を崩して危弱にし波除けの樹木を伐り拂ひ波濤に打たせ洪水に
堪へざるが如くし罪を水波に歸し或は罪を地勢に嫁すべからざ
る事

十一、足尾銅山鑛毒土砂流下し又山岳崩落河身埋没し洪水を氾濫せ

しめ其責を地勢水勢に歸すべからざる事

十二、多害の根源を絶たず害毒を嚴止せずして渡良瀬川沿岸永遠の
天産を失ふことを禁止する事

十三、人民を酷遇し貧弱を侮り公人をも利用して村民を欺き其土地
を掠奪すべからざる事

十四、村民の築ける堤防を忌嫌し又之を利用し村落に立ち入り村民
の田宅を蹂躪して土地の掠奪を謀るべからざる事

十五、現存せる法律を無視し又法律なりと唱へ規則なりと偽り觸れ
て無智識の困民を狼狽せしめ其土地及宅屋を買収すべからざる
事

十六、農民を苦むるに農繁の期節に乗じ農民を脅かすに多數官吏の

示威運動をなし秋夏種蒔植付けの労働者を驚怖せしめて田畑に多くの不仕付地を残さしむべからざる事

十七、堤防の修築は國法の命する所なり特に官吏自ら毀ちたる舊堤の復舊を怠るべからざる事

十八、生命の安全を期し急水留工事を緩漫に付し去るべからざる事

十九、人民を困窮せしめ之を誘惑誘拐せしむるに當り人心を買収して之等不良の人民を雇ひ村落の同胞を誘拐せしむべからざる事

二十、天與の肥沃地及豊富なる天産を有する水邊地の生活に習熟せる人民を移して之を山間僻地又は天産乏しき地に送り其生業を失はしめざる事

廿一、團體上の力及生計上の習慣を輕んずべからざる事

廿二、天産地の福利を敬重し之を順用して天理と人道とに背くべからざる事

廿三、國憲國法及慣例を破らず治水の名實を全して人民の生命を重んじ財産を輕んぜず損害は之を償ふに救済の實を擧げ渾て挽回復活の目的を貫徹せしむるため賣奴公行盜賊横行村落奪取の惡事惡名を一洗して國家の被る恥辱を一掃すべき事

追加三點

- 一、日本の谷中村をして私慾者の專有に歸すべからず
- 二、四隣郡村の反對を無視して強て公益なりと稱すべからざる事
- 三、人類の居住せる自治の村落に對し故らに堤防無要なりなど惡言流言及殘忍なる公文を放ちて人心を恟々たらしめ以て買收の

便利を謀り法律經濟を蹂躪し及人道を破滅すべからず
追言買收策略内情の多様及其困頓狼狽せる困民の慘狀等次編に於
て必ず詳述する所あるべし

粗獷なるが如くにして惕厲飄逸なるが如くにして警拔金鏘玉憂の
概あるもの實にこれ田中正造其人の口吻と文章とにはあらずや彼は
自から稱して無學文盲漢となすが如く組織あり系統ある文明流の教
育は受けざりしも頭腦の明敏にして識見の卓越せる眞に驚くべきも
のあり彼はもとより法律家にあらざれども彼一流の識見を以て法律
を解して平生法律に衣食せるものをして三舍を避けしむる明説を案
出することあり又もとより文學の士にあらざるも文を爲し筆を揮つ
て人を感動せしむる偉大の力を有するに到りては全く天稟なりと謂

つべししかして此天稟に加ふるに無息の至誠を以てす人を動かす偶
然にあらず彼が最後の死戦を敢て辭せざりし谷中村土地買收の問題
が如何に兇暴非理無道惡辣なりしものなりしかを立證せんが爲めに
我儕は先づ當時血性の青年團隊たりし青年修養會が發表したる反對
意見書を左に掲げん

栃木縣谷中村買收反對意見書

行政整理を叫び經費節減を呼び萬事全く戰費供給に致すべきの時爰に一
大暴事の演ぜられんとす國庫金を濫費し縣費を徒消し以て人民を飢に泣
かしめんとす是を栃木縣下部賀郡谷中村の買收となす
明治卅七年十二月十日栃木縣會に於て同知事白仁武氏渡良瀬思兩川の治
水上公益なりとして谷中村を買收し貯水地となすの原案を提出し縣會之
を可決して事由の申請により中央政府の承認となりぬ而して縣會は四十

八萬圓を以て買収すべく、其補助金を國庫に仰げり、政府は補助金廿二萬圓之を利根川治水費中に包含し、明治三十七年十二月廿四日衆議院を三十七年度追加豫算として巧みに通過せしめぬ、予等此補助金の豫算案中に出づるの日を知らず、又政府は知らしめざるの方策を取り、狡猾にも衆議院を通過せしめたり、超えて二十七日貴族院もまた通過し了んぬ、噫然れども豫算案の通過は、以て必ずしも此買収を執行せしむべきものにあらず、吾人前程に一大光明を認むるなり、此頃、谷中村なる田中正造翁より一書來る、曰く

一月十六七日、谷中毎戸に内務の嚴命は知事に傳はり郡長來り人民に買収の止むなきを以て勸む、圖らざりき會するもの唯々諾々同意せしものゝ如し、但し眞意は然るにあらず、依是十六十七日俄に毎戸演説す十八日郡長警部等又來りて、ト、メをさゝんとす此時衆の中央に正造も出席し、大に人道論を以て痛罵す、郡長等感服す、人心漸く復活して、此日は先づ麥作の收穫を期して、堤防を築くことに決す、依て買収風は下火とな

る、但し一風勝負なり嗚呼危し危し

と嗚呼何等の怪事、何等の亡狀、吾人爰に勇奮以て當局の非行を詰らざるべからず、初め明治三十五年九月洪水あり、利根川の水汎濫、逆流して渡良瀬川の水と合し、水勢また強度を加へ思川に汎濫して赤麻沼に至り、谷中村の北堤を破壊し去りぬ、村民擧つて築堤を計る、又破る、縣廳に請求して築堤を求む、而して縣廳築かさざる也、米生ぜず、越えて三十六年となりぬ、縣廳いまだ猶ほ築かず、米麥全く一粒を生ぜず、三十七年となりぬ、而して築かさざる也、米麥又生ぜず、戦勝の新年は來りぬ、明治三十八年は來りぬ、而して猶ほ築かさざる也、是れ栃木縣廳非行の第一也、此非を知つて咎めず、中央政府の失態なり、知つて言はざれば其職に不忠なり、知らざれば又不忠なり、是れ栃木縣廳及び中央政府亡狀の第一也

賣買契約は自由なり、然るに強制に權力を以て此買収を計る、若し土地收用法に依つて之を爲すと云はゞ吾人益々其適用の不當を責めざるべからず、是れ即ち栃木縣廳及び中央政府亡狀の第二也

谷中村民の多くは三年米麥生ぜず、負債多くして土地を抵當とし又賣却せり、その大地主なるものは東京に在り、古河に在り、只中農こそ該村中にあるのみ、而して其買收高は畑一反三十圓、田一反二十圓、家屋は移轉料共一坪八圓なり、此金額元より其田畑を評價するに足らず、細民即ち食に泣くに至るべき也、是れ誠に民を罔するものにあらずして何んぞや、即ち是れ栃木縣廳及び中央政府亡狀の第三也

土地は買收せらるゝとするも、多くの小作人は小作權を有す、政府は此小作權を奪ひ去らんとするか、若し然りとせば人民の權利を保護するものに非らざる也、政府は即ち堤塘を築かず、谷中村中に水を浸し小作人をして魚蛙と棲を同うせしめんとする也、然らば即ち政府は谷中村民の暴害者なるのみにあらず、又以て吾人立憲國民を無視するもの是也、栃木縣廳及び中央政府亡狀の第四也

假りに谷中村民を驅つて谷中村を買收し去るとするも政府は其村民をいかにせんとするか、何處にか送らんとす、開墾地を與へて之を送るか、移住地

を與へて之を送るか、政府未だ此道ある方法に出づるを聞かず、思ふに政府は谷中村民を放逐し去らんとするの無情冷酷なるに外ならざるなり、是れ即ち栃木縣廳及び中央政府亡狀の第五也

然れども政府は谷中村買收を以て其隣村を水害より救ふことを得る者なりとなす、然れども是れ誤れり請ふ之を論ぜん

谷中村は南に渡良瀬、東北に思巴波兩川、西北に赤麻沼を控へ三里半の堤防全村を包んで此等諸川の洪水を防禦す、埼玉縣の利島川邊兩村の地形位置は、谷中村と相類似し、渡良瀬利根兩川に挟まれ東北は渡良瀬川廻流し南は利根川に接し、三面川を以て包まれ周圍五里半の堤防に依り水害を防禦す、利根渡良瀬兩川出水の緩急は、風雨の具合に依りて一定せずと雖も、昔よりの經驗によるに先づ利根川出水し、次に渡良瀬川思川出水するが常なり、故に利根川の水渡良瀬川に逆流し來るも、谷中村大字下宮の堤防に依り大に之を妨げ、多量の水を逆流せしめずして、利根川本流に流下せしむるの度を強ふす、今若し谷中村をして貯水地とせんか、同村周圍三里半の堤防は直に

缺壊崩落し赤麻沼を合して一大湖水となる、然らば洪水の際は、利根川の水は先づ渡良瀬川を逆流、直ちに此一大湖水に入り、下都賀郡南部は一面大湖と變じ、而して後、渡良瀬川増水し來るや其溢えたる水に注入して非常なる水勢となり、利根川に流出せんとするも、利根川の落口たる茨城縣新郷村と、埼玉縣埼玉郡川邊村との間は、狭き咽喉なるを以て、渡良瀬川の水は益々溢へ、雄大なる積勢を以て、右川邊村茨城縣猿島郡古河町及び新郷村の堤防を壓迫するに至れば何れか必ず破堤するは明かなり、是れ即ち谷中村を貯水池と爲すが爲めに因て及ぼす危害の第一也

若し川邊村大字小野袋或は柏戸の堤防破壊せんか、川邊利島兩村が水底に没するは勿論、其水勢は直ちに川邊村大字前谷の堤防を押し碎き、利根川を横斷し、北埼玉郡東村の堤防を破り、埼玉縣東京府の沃野を鑛毒水に浸し、延いて東京に及ぼすに至る、是れ谷中村を貯水池となす爲めに因て及ぼす所の危害の第二也

洪水の際、大風起らんか、谷中村赤麻沼を合したる大湖水の怒濤は大海の激

浪の如く、川邊村の堤防を噛み崩し、遂に破堤せしむるに至る、是れ谷中村を貯水池と爲す爲めに因て生ずる危害の第三也

谷中村を貯水池とせば必ず周囲の堤防は缺壊崩落せん、然らば洪水に際せば渡良瀬川の毒水一直線に栃木縣下都賀郡南部に猛進し、生井村外數ヶ村に多大の危害を加ふべし、是れ谷中村を貯水池となすが爲めに因て生ずる危害の第四也

内務大臣芳川顯正君は衆議院議場に於て「新智識を有せる専門の技師の調査に依る」と放言しぬ、果して然らば内相の所謂新智識を有する専門の技師とは知らず何をか意味する、吾人の調査は誠に住民數十年の経験より得たる結果なり、かの怪しげなる鑛毒調査報告、吾人は以て「新智識を有する専門の技師」の爲す所を信する能はざる也

若し夫れ國庫より補助する二十二萬圓を以て谷中村の破堤を増築せんか、優に谷中村を保護し一ヶ年二十五萬圓の收獲を得せしめ、以て隣村をして安全ならしめ、延いて埼玉、東京より鑛毒の浸入を除くを得ん

然るに無謀冷酷谷中村を買収し以て村民を放逐せんとするは吾人誠に政
 府其者の所爲に怪しげなる暗點無きかを疑はずんば非ず
 又思へ谷中村より四十人の出征軍人を出せり然るに若し亂暴にも買収を
 遂げその村民を放逐し去らんか此等の征士一旦凱旋して其の郷に歸らん
 時父母兄弟妻子の影を見ず噫知らず此時に於ける征士の感やいかに嗚呼
 劍に枕し銃に夢み朝々夜々懷郷の念に堪へざる征士今日にして此谷中買
 収村民放逐の事を聞かば噫腸寸断の思無くんばあらざる也戦争は何の爲
 ぞ彼等が國民の犠牲たるは何の爲ぞ吾人忠勇なる征士を懷ふ暗涙滂沱た
 るを禁する能はざる也且や祖先を葬り父母を葬りし墓地之を壹坪僅かに
 壹圓を以て買収し去らんとす噫祖先の屍を棄て骨を棄て以て此村民は何
 地に行かんとなす政府は此悲劇を演ぜしめて猶且つ冷々淡々たるか噫彼
 等政府吏員の眼中には一片の人情を有せざるなり人か野獸か野獸ならば
 只一撃の下に撲滅せんのみ人道よりするも吾人は谷中買収の暴なるを叫
 ばざるべからず噫谷中村買収は罪惡也

青年修養會

これを讀みたるものは爲政治家の如何に壓制にして兇暴なりし乎無
 告の窮民の如何に悲惨にして憐れむべきかを示し得て餘りあるには
 あらずや人を殺すに挺と刃とを以てするに異なる所あるか曰く異なる所
 なし刃と政とを以て人を殺すに異なる所あるか曰く異なる所なし庖に肥
 肉あり厩に肥馬ありて民に飢色あり野に餓莩ありこれ獸を率ゐて而
 うして人を食ましむるなり獸相食むも人これをも惡むと孟子もいへり
 き兇刃と毒藥とを以て人を殺せば刑法は之れを殺人罪として死刑に
 處すしかるに爲政治家が政治と法律とを以て人民を殺害せば或は位階
 勳等の昇格となり叙爵の恩典となるかくの如くにして天下の康泰を

保たんとするは、木に縁りて魚を求めんとするよりも至難の事に屬す、
 義人田中正造は可燃性の異常に發達したる傑物にして、爲政者のこの
 壓制を見ては、憤慨措く能はざるものゝある決して偶然にはあらざる
 也

更に有志家が最も不當にして背理なる土地收用法を谷中村に適用
 することを中止せしむる爲め、當局者に提出したる建白書を見れば、事件
 は自から闡明して、以て彼が叫びの決して好事にはあらざることを知
 らん

謹ミテ議ス、生等聞ク我當局ハ栃木縣下都賀郡谷中村ヲ瀦水池下ナス爲メ
 人民ノ土地ヲ賣ルコトヲ肯ンゼサル者ニ對シ土地收用法ヲ適用シテ強制
 的ニ收用スルノ手段ヲ採レリト、是レ不徳ノ行爲ナリ、希ハクハ之ヲ廢止セ
 ラレシムコトヲ

抑々土地收用法ナルモノハ左ノ三箇ノ條件ヲ具備スル場合ニ於テノミ之
 ヲ適用スルコトヲ得ルモノニシテ否ラザル時ハ之ヲ適用スルコト能ハズ

一、其土地ニ事業ヲ興ス事

二、事業ガ公益ノ爲メナル事

三、事業上其土地ガ必要ナル事

谷中村ハ渡良瀬利根等ノ諸川ニ包マレ、人口二千五百五十餘ヲ有スル一村
 落ニシテ、農收増獲ノ豊富ハ他ニ比類ナシト稱セラレ、夫ノ渡良瀬利根ノ水
 源地ニ於テ山林ヲ濫伐シ、瀆毒ヲ流放セシ結果、河川汎濫、堤防ハ爲ニ壞ラレ、
 米、麥、蔬菜ノ類ハ爲ニ枯ラサレ、一村千二百餘町歩ノ田圃ヲシテ荒廢ニ歸セ
 シメントスルニ至リタルヲ以テ、村民等ハ、瀆キニ之レガ救濟保護ノ事ヲ當
 局ニ求メタルモ、當局ノ處置常ニ姑々トシテ概ネ要領ヲ得ズ、遂ニ縣理事者
 ガ自ラ怠慢ニシテ術ノ施スベキモノナキニ及ビテハ乃チ名ヲ公益ニ藉リ、
 地方議會ヲ籠絡シテ谷中村買收ノ按ヲ決シ、猶進ミテ前内務大臣ニ申請シ
 テ國庫ヨリ買收金ノ補助ヲ得ンコトヲ迫リシニ當時ノ内務大臣ハ理事者

ノ言ヲ信シ、所謂省令「災害土木費國庫補助規程」ヲ明文以外ニ牽強解釋シ、省令ヲ後日ニ改正スルコトヲ約シ、曖昧ノ間ニ帝國議會ノ協賛ヲ得シ後、栃木縣吏員ハ類リニ谷中村ニ出沒シテ村民ニ向ヒテ、速ク其所有ノ土地ヲ賣リテ他ニ移轉センコトヲ勸メ、村民ノ大半ハ既ニ祖先傳來ノ財産ヲ棄テ、四方ニ流離亡散シ、而シテ今ハ其一部人民ノ殘セル村落ニ居住スル者ニ對シテハ現時ノ當局者ハ土地收用法ヲ適用シテ其人民ノ土地ヲ強制的ニ收用セントスルノ舉アリ、抑々谷中村ヲ荒廢ニ歸セシメタルノ原ハ山林ノ濫伐ト鐵毒ノ流放トノ二ツニ因ルモノニシテ山林ノ濫伐ハ、當局ノ林政ヲ忽ニスルニ因リ、鐵毒ノ河川ニ浸入スルハ當局ノ砂防法及坑業條例ノ勵行ヲ怠ルニ因ル、當局ガ其職責ヲ忽ニシ又其法規ノ勵行ヲ怠リテ、莫大ノ損害ヲ人民ニ被ラシメナカラ之ヲ救ハザルノミナラズ、今ハ却テ此被害ノ民ニ迫リテ之ヲ他ニ移轉セシメ、而シテ其全村ノ地ヲ變廢シテ之ヲ瀦水池トナサシガ爲ニ土地收用法ヲ行ハントス、抑々法律ニヨリテ土地ヲ收用スルハ其土地ニ必ズ一ノ事業ヲ興ス事アルヲ要ス、土地收用ヲ許サル、ハ土地法律ノ

精神也、然ルニ今谷中村ノ如ク古來ノ良田ヲ廢變シテ之ヲ瀦水ノ荒廢池トナス如キハ是ヲ之レ稱シテ事業ト謂フコトヲ得ベキ乎數百年來居住ノ良民ヲ驅逐シテ之ヲ他郷ニ移轉セシメントスル如キハ是レ之レ呼ビテ事業ト稱スルコトヲ得ベキ乎、是レ當ニ邦土ノ一部ヲ廢壞シテ陸下ノ赤子ヲ溝壑ニ擠スモノニシテ之ヲ稱シテ事業ハ汎ク暴政トイフ事業ニ從ヘバ之ヲ事業ト謂フ天下豈ニ此ノ如キノ怪事業アラシヤ、已ニ之ヲ稱シテ事業ト謂フコト能ハザレハ、茲ニ土地收用法ヲ適用シテ之ヲ收用セントスルハ其根底ニ於テ已ニ誤レリスレバ法律條件ノ一ヲ缺ギテ立法ノ精神ニ反ス是レ故ニ土地收用法適用スベカラズト

且夫レ、當局ハ、谷中村ヲ瀦水池トナスハ隣村ノ公益ヲ保持スルガ爲也ト謂ハシ乎、是レ大ナル誤謬ニシテ、生等知ル、當局ノ所謂公益ナルモノハ是レ眞ノ公益ニ非ズシテ、却テ大ナル公害ナルコト。何ントナレバ、今谷中村ヲ變シテ瀦水池トナスモ、一朝渡良瀬、利根ノ諸川ノ洪水汎濫ニ際會セバ、谷中全村ニ瀦水シ得ラル、水量ハ是等諸川五六分時間ノ流入ノ水量ニ依リテ充テ、

而シテ若シ些少ノ風雨アリテ、此瀦水ヲ激セバ其水勢ハ朽敗シタル谷中村四圍ノ堤塘ニ觸レテ、潰裂四出、瀦水ハ隣村赤麻沼ト合シ、利根川ノ水勢ハ渡良瀬ヲ逆流シテ栃木縣下部賀郡ヲシテ一大湖水ヲ形ヅクラシメ而シテ渡良瀬川ニ逆流シタル水ハ茨城縣新郷村ト埼玉縣川邊村トノ狹隘ナル咽喉口ニ於テ、水勢激漲、其壓迫ノ力ハ直ニ川邊、利根兩村ノ堤防ヲ壞リ其奔流ハ一瀉千里ニシテ川邊村大字小野袋及柏戸ノ堤ヲ破リ猛進シテ前記ノ堤ヲ衝キ截リ、其勢、利根川ヲ橫斷シテ栗橋ヲ壓倒シ、遂ニ埼玉縣數十里ノ平野ヲ化シテ毒水ニ没サシメ其餘勢延キテ、以テ東京ニ及ブニ至ル、是レ必然ノ勢ニシテ又争フヲ用ユルニ及バザル所也、此ノ如クナレバ是レ誠ニ一谷中村ヲ瀦水池トナス爲メニ禍患ヲ近隣四縣ニ被ラシムルモノニシテ當局ノ所謂公益ナルモノハ、正ニ却ツテ公害タルノ實アリ焉、已ニ谷中村ヲ瀦水池トナスノ公害タル以上ハ茲ニ土地收用法ヲ適用シテ之ヲ收用セントスルハ是レ亦根底ニ於テ誤レリトス、

夫レ渡良瀬、思、利根諸川ノ流水ハ、素ト斯ル一小村ヲ變ジテ瀦水池トナスガ

如キ區々ノ小策ニ依テ成功スベキ所以ノモノニ非ズシテ、必スヤ其根本ニ溯リテ之ヲ治メザルベカラス、而シテ其根本ノ治策トハ何ゾヤ、曰足尾銅山ノ鑛業ヲ停止シテ流毒ノ源ヲ絶ツ也、曰水源ニ於ケル山林ノ植付ヲナシ又濫伐ヲ禁ヅ以テ一ハ水源ノ涵養ヲ計リ、一ハ雨水ノ急注ヲ拒グ也、曰河川ノ河床ヲ浚ヒ、河身ヲ改良シテ堤塘ヲ堅固ニスル也、是等チ之レ根本ノ治策ト謂フ、我當局ハ此根本ノ治策ヲ行フ事ヲ力メズシテ、今ハ唯土地收用法ヲ谷中村ニ適用シテ、居住ノ人民ヲ強制的ニ之ヲ他ニ驅逐スルヲ以テ能事トナサンハ不法ノ極ト謂ハザルベカラス我當局諸公、希ハクハ、谷中村ニ、土地收用法ノ適用ヲ廢止スルト共ニ一面ニハ、相當ノ費用支出ノ道ヲ講ジ、谷中村ノ堤防ヲ修築シテ、多年浸水ノ裡ニ窮居スル被害人民ヲ其慘禍ヨリ救助セラレシムコトヲ谷中村四圍ノ堤防ハ、今拾萬金ヲ投シテ之ヲ修築セバ、優ニ一村ヲ街トナシ安寧ヲ保ツニ足り、又夫ノ一村ヲ買收シテ、之ヲ池トナシ、又夫ノ土地收用法ヲ適用シテ強制的ニ人民ヲ他ニ放逐スルガ如キノ愚ヲ講ズルノ必要ヲ見ズ、谷中村ノ事ニ關シテ行政上、亦難ヲ挾ムベキノ事極メテ多

シ、夫ノ二十三ノ議會ニ於テ會計検査院ガ谷中村買收費不當支出金ノ事ヲ指摘セシ如キハ、谷中村ニ對スル行政處置ノ極メテ不法ノ行爲アリシ事ノ一端ヲ證明スルニ足ル内務大臣閣下ハ、義宜シク其行政監督ノ權能ニ依リ、他省ノ當局ト協議シ、谷中村ヲ其荒廢ヨリ救ヒ、谷中村民ヲ其瀕死ヨリ濟ヒ、又國家富強ノ基礎ハ町村ニ在リトノ閣下ノ地方會議ニ於テ、論述サレタル旨趣ニヨリテ、速ニ土地收用法ノ適用ヲ廢止シ、堤防ヲ修築シテ谷中村村治ノ復治ヲ圖ランコトヲ、謹テ建議ス

暴惡殘忍、冷血無道の富豪古河の經營せる銅山足尾の爲めに、堂々たる一村を廢滅して之れを瀦水池となし、土地收用法を惡用して却りて之れをして公害を世人に與へんとするが如きは明かにこれ當局の失態、罪科にして、人生の生命財産保護の大精神より發生したる立憲政治の眞髓を沒了するものに外ならず、もし斯かる非道兇暴の處置がたと

ひ封建專制の時代に起りたりとするも、農民は必らず竹槍蓆旗の威力に訴へても斯かる暴虐の政治に反抗を辭せざるべし、況んや堂々たる憲法治下に於て言論の自由は保障せられ、集會また不如意ならずといはるゝ聖代に於て、法律の惡用に依りてこの暴舉を寬過して怪しまざるに到りては、立憲政治の眞精神はもとより茲に滅びたりといはるゝも辨明の辭あることを信せず、血性にして至誠息む無き義人田中正造が艱然として憤慨蹶起したるも素より偶然にわらず、我儕は先づ明治四十年四月十八日を以て、谷中村民より當時の栃木縣知事中山已代藏に提出したる土地收用法反對意見より掲載するの必要を思ふ

舊谷中村の土地收用法に對する意見書

○我等ハ根本ヨリ谷中村ノ土地收用法ニ反對スル者ナリ、其理由ハ左ノ如シ

(1) 總理大臣ノ認定ハ不當ナリ

法律ノ明文申蓄水池ノ文字ナシ、總理大臣ノ認定セル土地收用ノ種類ハ法律ノ規定ニ該當セズ之レ土地收用法第二條第四項中ノ「溜池」若クハ第五項中ノ「水害豫防」ノ目的ヲ以テスル事業ニ該當スルモノ、如クナセド決シテ然ラズ溜池ト蓄水池トハ全ク別義ナリ、谷中村ノ蓄水池設置水害豫防ノ目的ヲ達スル能ハザルモノニシテ却ツテ有害ナリ

明治二十九年三十九年兩度ノ洪水ニ際シテハ自ラ谷中全村兩度トモ悉ク蓄水池ノ狀ヲナセシニモ拘ラズ其影響ハ却ツテ近隣地方ニ甚シキ損害ヲ被ラシメタル實例アリ

土地收用法第一條ニハ「公共ノ利益トナルベキ事業ノ爲メ云々」トアリ、斯クテモ之ヲ公共ノ爲ト云ヒ得ルカ、故ニ右ノ認定ハ事實ニ於テ甚シキ不當ナリ

(2) 政府ノ所爲ハ枉法破壊ナリ

明治三十五年洪水ノ爲メ谷中村堤防ノ北方約百間損シテ以來政府ハ遂

ニ此ノ復舊工事ヲ竣成セズ加之卅七年ニハ政府自ラ故意ニ舊堤ヲ破損セル事實ハ一千餘間ニ涉リテ今猶其證據ヲ存セリ其外波除ノ柳樹ヲ二百間モ伐リ去リ石垣ヲ壞ス等ノ罪跡歴々タリ政府ハ十萬圓ヲ要シテモ堤防竣成セズトハ之レ僞リナリ三十八年ニハ三千圓未滿ノ私費ヲ以テ村民ハ假工事ヲ施コシ其年ノ夏作ヲ金高ニシテ七萬餘圓ヲ得タリ、三十九年再ビ右ノ工事ノ破壊處修復ヲ企テ、半ニ於テ本縣吏ハ人夫ト共ニ來リテ工事ヲ撤回シ去レリ、之レ何タル無情ゾ、政府ハ陽ニ其責務ヲ果サズ、陰ニハ罪惡ト迫害ヲ行ヒ谷中村民ヲ苦シメ茲ニ救濟ヲ名トシテ補償處分ヲ強制スルモノナリ

明治三十八年栃木縣知事白仁武ハ告諭第二號ヲ發シテ其要領ニ曰ク「谷中村民ヨリ請求スルモノアラバ、補償處分ヲ施スベシ」ト今日收用法ヲ用フルニ至ツテ其態度果シテ如何矛盾モ茲ニ至ツテ極マレリト云フベシ

(3) 元來土地收用ニ使用セシ金ハ不正曖昧ノモノナリ

明治三十六年ニ百八萬圓ノ縣債ヲ起シ内四十一萬圓ヲ餘金トシテ留メ

置キ此ノ金ヲ以テ買收費ニアテタルモノナリ而シテ其金ヲ三十七年度ニ繰リ越シ又三十八年度ニ繰越シタリ猶之レヲ三十九年ニモ四十年ニモ繰リ越セリ元來此ノ百八萬圓ハ土木復舊工事費ナルニ是レヲ以テ新事業ヲ起ストハ何タル事ゾヤ、ノミナラズ其新事業ノ名ヲ以テ一ノ自治村ヲ滅亡セシムルノ結果トナルハ何ゾ、コレ實ニ經濟上ノ一大問題ニアラズヤ

(4) 政府當局ノ設計ハ偽リナリ

政府が收用ノ理由トナス處ノ瀦水池設計ハ無法ナリ、ヨシ谷中村ヲ瀦水池トナスト假定シテ其區域内ニ容ル可キ水量等ノコトニ就テモ全ク甚シキ虚偽ナリ、コノ參考トシテハ明治四十年三月二十一日衆議院島田三郎ノ質問及三十一日發行ノ平民新聞第六十三號及翌六十四號ノ第二面ニ掲載サレタル「無法ナル瀦水池設計」河合代議士ノ談トイフ記事ニヨツテ明カナリ

(5) 谷中村問題ヲ單ニ栃木縣ノミノ問題トナスハ非ナリ

谷中村收用問題ノ原因ヲナス治水問題ハ元是レ一府五縣ニ關スルモノニシテ之レヲ獨リ栃木縣ニ命ジテ谷中村ヲ買ヒ潰セバ萬事了レリト爲スハ何ゾ、若シ假リニ萬々其必要アリトスルモ、第一利根川ノ排水モ爲サズ、水源山林ノ伐木モ禁ゼズ、四隣縣トノ協議モ爲サズ賛同モ經ズシテコノ問題ヲ解決セントス、之レ愚ニアラズンバ惡ナリ加之四隣縣ヨリハ却ツテ瀦水池設置反對ノ意見ヲ帝國議會内務省等ニ提出セシ程ナリ

(6) 政府ノ答辯ハ否ナリ

過般衆議院ニ於テ議員島田三郎氏ノ爲セル谷中村枉法破壊ニ關スル質問ニ對シテ政府ノ答辨スル處ハ全々我等ノ承認シ能ハザル處ナリ要スルニ政府ハ當時栃木縣知事タリシ罪人溝部維幾及舊郡長奸民安生順四郎等ノ處爲チ正當ナリト云フニアリ吾等ハ是等ノ罪人奸民ノ爲セシ收用ヲバ否認スルモノナリ

(7) 會計上ノ不正問題

會計検査院ハ谷中村ニ對スル支出ノ不當ヲ認メタリ、續テ貴衆兩議院決

算委員會ニ於テモ亦之レテ甚シキ不當ナリト決セリ、而シテ遂ニ帝國議會ノ本會ニ於テハ大多數ヲ以テ又此ノ不當ナルコトヲ議決セリ今左ニ衆議院議員決算委員長谷澤龍藏氏ノ報告ヲ示サン

……前略……此中ニ重ナルモノガ内務省ノ土木補助費、是レガ廿二萬圓トイフモノガ不當ナルモノト決定ヲ致シマシタノデス……中略……此内務省ノ土木費ニ對シマスル點ハ詰リ國庫補助トシテ廿二萬圓ノ金ヲ渡シタ中デ七萬五千圓トイフモノガ其粗漏ナル取調べヨリ餘ツタトイフコトカラシテ之ヲ初メ一萬圓位ノ見込ヲ持ツテ居ル處ノ排水器ニ七萬五千圓ヲ支拂ツタトイフ様ナコトデアリマス此内部ニツキマシテハ種々ノ議論モアリマスケレドモ要スルニ甚ダ不當ナルモノト決定致シマシタ……下略……

然リ我等モ内部ノミナラズ外部ニ於テモ種々疑フベキ點アリシコトヲ信ズ、而シテ其甚不當ナルコトヲ認ムルハ勿論ナリ

(8) 谷中村土地收用ハ國家ノ基礎ヲ破ルモノナリ

谷中村ノ全價額ハ一千五百萬圓以上ノ天產地ナリ、ヨシ假リニ此ノ値ヲ以テ收用スルトシテモ之レ自治團體ヲ破ルモノナリ、況ンヤ四十八萬圓バカリノ豫算ヲ以テ之レヲ行フニ於テハ徒ラニ國家ノ基礎ヲ破壊スルモノニ過ギズ

○以上ノ理由ニヨツテ我等ハ谷中村ノ土地收用ニ根本ヨリ反對スルモノナリ

○不正不當ナル土地收用ヲ施行セシ政府當局ノ責任ヲ問フ

帝國議會ガ以テ不當ナリト可決シタルモノニ對シテ政府ガ憲法ノ規定ニヨリソノ議會ノ解散ヲ命ゼザル限リ政府ハコノ決議ヲ是認セシモノニシテ明カニ其罪狀ニ服從セルモノナリ、コハ所謂郡制廢止反對ノ如キ單ニ當局不信任問題ノ類ニ非ズシテ是レ金員ニ關スル不正ノ重大問題ナリ故ニ我々ハ此ノ事ヲ以テ當局者ノ人格ニ關スル非行ト認ム、内務大臣タルモノ憲法第五十五條ノ責任今何處ニアルカ宜シク公明ナル德義心ニ問フチ至當ナリト信ズ、夫レト同時ニ勿論此ノ不當ナル土地收用ノ

施行ノ如キハ直ニ全ク廢止サレンコトヲ願フ
 ○結論、谷中村土地收用ハ既ニ根本ニ於テ不正不當ナリ而シテ其收用ノ名
 トスル瀦水池設置ハ無用有害ナルヲ以テ我等ハ全然之レニ反對シ拒絶
 シ公明正大ニ谷中村ガ復活サレンコトヲ希望ス右ハ確カニ賢明ノ容認
 サル、コトヲ信ジテ此ノ意見書ヲ提出スル所以ナリ

追加

栃木縣ノ起業ニカ、ル瀦水池設置及之ニ要スル土地收用ノ件ニ付キ我々
 ヨリ四月十六日附ヲ以テ意見書ヲ出シ置キタリ今更ニ土地物件ノ價格(甲
 乙丙號表)ヲ以テ調書ノ一端ヲ示シ重ネテ我々ノ意見ヲ確證セン
 凡ソ村價ト稱スルモノヨリ全村ノ歴史及團體上ヨリ生ズル利益等ヲ合セ
 タル總價格ヲ除キテ甲乙自由ニ賣買シ得ベキ個人ノ所有タル土地物件ノ
 價格ナルモノハ其物ヨリ生ズル實益ト需用供給ノ如何ニヨリテ其高低ノ
 差ヲ生ズルモノナリ、或人説ヲナシテ曰ク谷中村ノ土地ハ一ケ年内ニ麥作
 ノ收穫モ完全ニ獲ルコト能ハザル處ナレバ一反歩ヒ付テ三四十圓ニテ補

償スルハ最モ適當ニシテ批難スベキ點ナシト、此説タルヤ妄誕不稽ノ最モ
 甚シキモノナリ乞フ試ニ之ヲ論セン、抑々舊谷中村ハ明治三十五年ノ洪水
 ニ同村北方ノ堤塘ヲ破壊セラレシモ栃木縣ハ之ガ修繕ヲ遂ゲズ却ツテ三
 十七年夏ヨリ秋七月ニ涉リテ栃木縣土木吏ハ此舊堤ノ皮土ヲ削リ堅牢ノ
 堤塘ヲ碎キテ長サ一千餘間ヲ脆弱ニセリ又同所ノ舊堤數百間ノ護岸石材
 ヲ取崩シ又舊堤ノ皮土ヲ剥ギ或ハ浪除ノ柳樹ヲ伐リ去リ斯クシテ舊堤ヲ
 洪水ノ波浪ニ打タセ倍々之ヲ崩シ而カモ天災ニ崩レタルゴトク裝フテ堤
 塘容易ニ維持スベカラズト唱ヘ斯クシテ以テ土地ノ價格ヲ低落セシメタ
 リ、三十八年我々自費ヲ以テ築ケル假堤防ノ八月ニ破壊スルニ當リテ何等
 水防ノ保護ナク却テ其ヲ誘起シ且ツ破損所ヲ繕ハンタメ三十九年其工事
 ニ着手セシニ官夫大勢來リテ之ヲ撤回シタル等我々ヲ苦シメタル事實枚
 舉ニ違アラズ而シテ金錢貸借ノ道塞ガリ村民立退キノ已ムヲ得ザルヲ念
 フニ至ラシメタリ前述ノ理由ニ見テ谷中村ノ土地ノ價格ノ低落ハ當然栃
 木縣ノ責任ニ歸スベキ損害ニシテ此損害ハ栃木縣ガ負擔スベキハ理ノ最

モ見易キモノナリ若シ或人ノ説ノ如クナラバ栃木縣ハ自ラ土地低落ノ原因ヲ與ヘ同一ノ理由ヲ以テ低落ノ價格ニテ補償セントス沒理的行動ノ甚ダシキ茲ニ至ツテ極マレリ、六ケ年ニ渉リテ我々ハ水攻メノ虐待ヲ受ケツ、アリ我々ハ納稅兵役ノ義務ヲ忘レザルモノナリ、而カモ我々ハ何等法律ノ保護ヲ蒙ラザルモノナリ、會計検査院ニ對スル内務大臣ノ答辯書ニヨレバ谷中村ニ對シ何等調査ノ確實ナルモノヲ見ズ、確實ノ調査ナクシテ妄リニ村民ノ住居及所有權ヲ取得スルハ收得ニアラテ奪フモノナリ、四月十六日附ノ意見書ハ合セ見テ栃木縣ガナス瀧水池設置收用法適用ハ政策上ヨリ見ルモ法律ノ行使ヨリ見ルモ道義ヨリ見ルモ其正ヲ失シテ枉法暴橫ノ極チナスモノナルコト明カナリ故ニ我々今回我々ノ土地ニ對スル土地收用ニ反對スルモノナリ然リ絶對ニ反對スルモノナリ、公明能ク之レヲ容ルベキモノアルヲ思ヒ更ニ此ノ意見書ヲ呈スル所以ナリ

更らに同日を以て島田榮藏外廿名より中山知事に差出したる反對意見書の全部を掲載せん

栃木縣ノ起業ニカ、ル瀧水池設置及之ニ要スル土地收用ノ件ニ付キ我々ヨリ四月十六日附ヲ以テ意見書ヲ出シ置キタリ今更ニ土地物件ノ價格(甲乙丙號表)ヲ以テ調書ノ一端ヲ示シ重ネテ我々ノ意見ヲ確證セン
凡ソ村價ト稱スルモノヨリ全村ノ歴史及團體上ヨリ生ズル利益等ヲ合セタル總價額ヲ除キテ甲乙自由ニ賣買シ得ベキ個人ノ所有タル土地物件ノ價格ナルモノハ其ノ物ヨリ生ズル實益ト需用供給ノ如何ニヨリテ其高低ノ差ヲ生ズルモノナリ、或人説ヲナシテ曰ク谷中村ノ土地ハ一ケ年内ニ麥作ノ收穫モ完全ニ獲ルコト能ハザル處ナレバ一反歩ニ付キ三四十圓ニテ補償スルハ最相當ニシテ批難スベキ點ナシト、此説タルヤ妄誕不稽ノ最モ甚シキモノナリ乞フ試ミニ之ヲ論セン、抑々舊谷中村ハ明治三十五年ノ洪水ニ同村北方ノ堤塘ヲ破壊セラレシモ栃木縣ハ之レガ修繕ヲ遂ゲズ却ツテ三十七年夏ヨリ秋七月ニ渉リテ栃木縣土木吏ハ此舊堤ノ表土ヲ削リ堅牢ノ堤塘ヲ碎キテ長サ一千餘間ヲ脆弱ニセリ又同所ノ舊堤數百間ノ護岸石材ヲ取崩シ又舊堤ノ皮土ヲ剥ギ或ハ浪除ノ柳樹ヲ伐リ去リ斯クシテ舊

義人田中正造

一三四

堤ヲ洪水ノ波浪ニ打タセ倍々之レヲ崩シ而カモ天災ニ崩レタルガゴトク
装フテ堤塘容易ニ維持スベカラズト唱ヘ斯クシテ以テ土地ノ價格ヲ低落
セシメタリ、三十八年我々自費ヲ以テ築ケル假堤防ノ八月ニ破壊スルニ當
リテ何等水防保護ナク却ツテ其ヲ誘起シ且ツ破損所ヲ繕ハンタメ三十九
年其工事ニ着手セシニ官夫大勢來リテ之ヲ撤回シタル等我々ヲ苦シメタ
ル事實枚舉ニ違アラズ而シテ金錢貸借ノ道塞ガリ村民立退キノ已ムヲ得
ザルヲ念フニ至ラシメタリ

前述ノ理由ニ見テ谷中村ノ土地ノ價額ノ低落ハ當然栃木縣ノ責任ニ歸ス
ベキ損害ニシテ此損害ハ栃木縣ガ負擔スベキハ理ノ最モ見易キモノナリ
若シ或人ノ説ノ如クナラバ栃木縣ハ自ラ土地低落ノ原因ヲ與ヘ同一ノ理
由ヲ以テ低落ノ價額ニテ補償セントス没理的行動ノ甚ダシキ茲ニ至ツテ
極マレリ、六ヶ年ニ涉リテ我々ハ水攻メノ虐待ヲ受ケツ、アリ、我々ハ納稅
兵役ノ義務ヲ忘レザルモノナリ、而カモ我々ハ何等法律ノ保護ヲ蒙ラザル
モノナリ、會計検査院ニ對スル内務大臣ノ答辨書ニヨレバ谷中村ニ對シ何

等調査ノ確實ナルモノヲ見ズ、確實ノ調査ナクシテ妄リニ村民ノ住居及所
有權ヲ取得スルハ取得ニアラテ奪フモノナリ四月十六日附ノ意見書ハ合
セ見テ栃木縣ガナス瀦水池設置收用法適用ハ政策上ヨリ見ルモ法律ノ行
使ヨリ見ルモ道義ヨリ見ルモ其正ヲ失シテ枉法暴橫ノ極ヲナスモノナル
コト明カナリ故ニ我々ハ今回我々ノ土地ニ對スル土地收用ニ反對スルモ
ノナリ然リ絶對ニ反對スルモノナリ、公明能ク之レヲ容ルベキモノアルヲ
思ヒ更ニ此ノ意見書ヲ呈スル所以ナリ

明治四十年四月十八日

- | | | | |
|-------|---------|-------|-------|
| 鳴田榮藏 | 川嶋伊勢五郎 | 小川長三郎 | 佐山梅吉 |
| 竹澤房藏 | 竹澤幸二郎 | 竹澤勇吉 | 竹澤鈞藏 |
| 竹澤庄藏 | 間明田久米治郎 | 間明田仙彌 | 水野常三郎 |
| 水野彦市 | 高田仙次郎 | 鶴見平五郎 | 染宮與三郎 |
| 宮内勇次 | 茂呂松右工門 | 渡邊長輔 | 島田熊吉 |
| 島田政五郎 | | | |

栃木縣知事 中山巳代藏殿

谷中村の死戦

一三五

谷中村を亡ぼして之れを貯水池となすは、單にこれ谷中一村の利害存亡に關する問題にあらざして、その影響の波及する範圍や極めて廣大なるものあり、もし谷中村を貯水池となして一たび大洪水に逢遭せん乎、當局者の稱する公益なるものは、却りて或は公害となるの恐れも亦これ無きにあらざ、試みに地圖を把りて指點し稽考せん乎、我儕の喟々呶々を俟たずして谷中村貯水池工事の患害を百年の後に遺すものたることを知るに足るものあらん、夫れ谷中村の地勢や、南に渡良瀬川あり、東北には思川あり、邊波川あり、西北方に當りては赤麻沼あるを以て、一たび之れを貯水池となしたる時、大洪水に遭は、之等河川と沼澤との水は合して堤防を破壊し、爲めに延ひて近隣の村落一帯をして水害を被むらしむるに到るべきや、論を要せず、故に當局者の谷中村を買

收して之れを溜水池となし、以て水害を除かんとするは、明かに愚計暴計、失計たることを免かれず、然るに公益の爲めに一村の利害存亡を犠牲にするの止むを得ずと稱して、之れに土地收用法を適用せんとするが如きは、確かにこれ法律の悪用、濫用、妄用、愚用たるの批難を免かれざるものにして、當局者の稱して以て一般の公益となす所は、正にこれ一般に公害を興ふるものたるや、疑ふを要せず、立法の精神は此くの如く法律を曲解悪用して人民を苦しめんとするものにては、あらざる也、果然、反對の烽火は隣縣よりも揚がるに到れり、之れより前、即ち明治三十八年一月十六日を以て、埼玉縣北埼玉郡利島村及び川邊村より時の貴族院議長徳川家達、衆議院議長松田正久の二氏に提出したる谷中村買收廢止請願書及び其諮問案左の如し

谷中村買收禁止請願書

謹テ請願仕候明治三十七年十二月十日栃木縣々會ニ於テ同知事自仁武氏ハ渡良瀬川、思川ノ治水上公益ナリトシテ栃木縣下都賀郡谷中村ヲ買收シテ貯水池トナスノ原案ヲ提出シ縣會之ヲ可決シテ知事ノ申請ニヨリ中央政府之ヲ承認シ谷中村買收費補助金三十二萬圓ヲ國庫ヨリ支出スルノ議已ニ議院ヲ通過スルニ至レリ併シナガラ決議ヲ實行シテ谷中村ヲ貯水池トセバ誠ニ我等ニ加ハリテ非常ナル災害ニ付谷中村買收ノ儀ハ絶對ニ禁止相成度即チ理由左ノ如クニ候

一、谷中村ハ南渡良瀬川東北ニ思川、邊波川、西北ニ赤麻沼ヲ控ヘ三里半ノ堤防全村ヲ包ンテ此等諸川ノ洪水ヲ防禦ス吾ガ利島、川邊兩村ノ地形地位ハ谷中村ニ類似シ渡良瀬、利根兩川ニ挾マレ東北ハ渡良瀬川廻流シ南ハ利根川接シテ兩川ヲ以テ包マレ周圍五里半ノ堤防ニ依リ水害ヲ防禦ス一、利根、渡良瀬兩川出水ノ緩急ハ風雨ノ具合ニ依リ一定セズト雖古ヨリノ經驗ニ徴スルニ先ツ利根川出水シ次ニ渡良瀬川出水シ次ニ渡良瀬川思

川、出水スルヲ以テ常トナス故ニ利根川ノ水渡良瀬川ニ逆流シ來ルモ谷中村大字下宮ノ堤防ニヨリ大ニ之ヲ防ギ多量ノ水ヲ逆流セシメズシテ利根川本流ニ流下セシムルノ度ヲ強フス今若シ谷中村ヲシテ瀦水池トセンカ周圍三里半ノ堤防ハ直ニ缺壞シ赤麻沼ト合シテ一大湖水トナル然ラバ洪水ノ際ハ利根川ノ水ハ先ヅ渡良瀬川ヲ逆流シ直ニ此大湖水ニ入り下部賀郡南部ハ一面大海ト變ジ後渡良瀬川増水シ來ルヤ此ノ湛ヘタル水ニ注入シテ雄大ナル水勢トナリ利根川ニ流出セントスト雖モ利根川ノ落口タル茨城縣新郷村ト吾カ川邊村トノ間ハ狹キ咽喉タルヲ以テ渡良瀬川ノ水ハ益々湛エ非常ナル積勢ヲ以テ吾川邊村及ヒ茨城縣新郷村古河町ノ堤防ヲ壓迫スルニ至レハ何レカ破堤スルハ明ナリ是レ谷中村ヲ貯水池トスルガ爲メ其及ス危害ノ第一ナリ

一、若シ吾ガ川邊村大字小野袋或ハ柏戸ノ堤防破壞セバ川邊利島兩村カ水底ニ没スルハ勿論其水勢直ニ川邊村大字前野ノ堤防ヲ押シ碎キ利根川ヲ横斷シ北埼玉郡東村ノ堤防ヲ破リ埼玉縣東京府ノ沃野ヲ瀆毒水ニ浸

シ延ヒテ東京市ニ及ボスルニ至ル是レ谷中村ヲ貯水池トナス爲ニ及ホス危害ノ第二也

一、洪水ノ際大風起ランカ谷中村赤麻沼ヲ合シタル大湖水ノ怒濤ハ大海ノ激浪ノ如ク川邊村ノ堤防ヲ嚙ミ崩シテ遂ニ破堤セシムルニ至ル是危害ノ第三也

一、幸ニ吾カ川邊村ノ堤防ヲ破壊セントスルモ堤内農作物ハ大損害ヲ被ラシムベシ今谷中村ヲ貯水池トセハ渡良瀬川ノ流形變ジ平時ニ於テモ定水ヨリ水量ヲ高ムル事甚シク渡良瀬ニ流出スベキ堤内池水ハ常ニ停滯シ堤内ノ農作物ヲ水中ニ浸シテ腐敗セシムルニ至ル是危害ノ第四也

一、谷中村大字下宮ノ堤防缺潰崩落センカ渡良瀬川ノ洪水ハ一直線ニ下部賀郡南部ニ猛進シ生井村外數ヶ村ニ重大ナル災害ヲ與フベシ是危害ノ第五也

○、以上五ヶノ理由ニ依リ谷中村ヲ貯水池トセバ其及ス所ノ危害ハ實ニ多大ナレドモ就中吾ガ川邊利島兩村ノ危害ハ其ノ最モ甚シキモノニテ殊ニ

川邊村堤内ハ谷中村堤内ヨリ低キコト四尺餘ナレハ毎年破堤ノ危ニ遇ヒ終ニ吾ガ兩村モ第二ノ谷中村トナリ貯水池トナルヤ地勢ノ然ラシムル所ナリ若シ谷中村ヲ始メトシテ利根川邊ノ兩村ヲ貯水池トナサンカ利根、渡良瀬、思三川ノ合流ハ一ヶ所ニ合シ是等三川ノ水ハ利根、川邊、谷中赤麻沼等ニ合シタル大湖水ト合成シ其水勢ハ猛烈ニ茨城縣新郷村或ハ古河町ノ堤防ニ衝突センカ猿島郡全部ヲ浸害スルニ至ル可シ政府ハ治水上公益ノ爲ナリト主張スルモ事實ハ全ク之ニ反スルナリ

之ニ反シ買収費トシテ國庫ヨリ支出スル補助金二十二萬圓ヲ以テ谷中村ノ堤防ヲ増築セハ優ニ谷中村ヲ保護シ一年間谷中村ニテ米麥ノ收穫廿三萬圓以上ニ上リ村民居住ニ伴フ收益ハ舉テ數フベカラス加之吾カ利島川邊兩村ヲ保全シ延テ首府東京市ヲ保全スベク候抑モ渡良瀬、思諸川ノ治水問題ハ決シテ斯カル貯水池ノ如キ區々タル姑息手段ヲ以テ解決シ得ベキモノニ非ズ近來渡良瀬川、思川沿岸村落ガ洪水ノ害ヲ蒙ル大原因ハ尾尾銅山鑛毒山林ノ濫伐等之ニシテ水源地諸山ハ禿楮トナリ洪水ノ毎ニ土砂岩

石ヲ流下シ河床ヲ高メ出水ヲ急激ナラシメ大洪水ノ類々タラシムルニ至ル者ナリ之レガ解決ハ第一尾銅山鑛業ヲ停止シ煙毒ヲシテ樹木ヲ枯死セシメズ第二山林濫伐ヲ嚴禁シ諸禿山ヲ涵養シ岩石土砂ノ崩落ヲ防止シ第三河身全面ノ大改良堤防ノ増築等ヲナスニ在リ此三ヶ條件ヲ決行セバ天産ヲ復活シ天賦ノ肥料ヲ持チ來リ鑛毒洪水ノ災害ヲ免ル、ト共ニ鑛毒地モ復活シ古來ノ肥田沃野ニ復スルヤ明カニ候

谷中村ヲ貯水地トナスノ議ニツキ吾等居村前途ヲ思ヒ憂慮措ク能ハズ取急キ治水上ノ模様ヲ事實ト經驗トニ依リ陳述仕リ候何卒至急實地御調査ノ上谷中村買收ノ議ハ絶對ニ御禁止相成度奉請願候恐惶謹言

明治三十八年一月十六日

願主

- 崎玉縣北崎玉縣利島村長 石井小太郎
 臨時北崎玉郡川邊村長職務代理 山岸平作
 貴族院議長公爵 徳川家達殿
 衆議院議長 松田正久殿

詰問案

右ハ栃木縣下都賀郡谷中村土地買收ノ儀栃木縣會ニ於テ議決相成候趣キ付テハ本縣ニ於テモ將來治水上利害ノ關係不尠ル事ト思考仕候ニ付今回右買收問題ニ反抗ノ請願書貴衆兩院ニ提出方得策ト思考候此段認定相成度提出候也
 右認定候也

崎玉縣北崎玉郡利島村會議員

- 小室潜之助 羽島常藏 野中運平 田口直藏
 佐藤忠次 杉山新吉 石井清兵衛 片山嘉兵衛
 萩原丈助 小塊惣右衛門 田口源太郎 石川竹藏

同縣同郡川邊村會議員

- 長澤惣吉 増田清三郎 持木淺吉 飯塚政五郎
 渡邊喜三郎 片野作次郎 萩原辰次郎 田口作助
 高橋角吉 井田兵吉 島海元吉 小堀彌三郎

谷中村の死戦

鑛毒問題の變體として數年間に渉る一大怪事件たりし谷中村買收問題は、悽愴悲惨、痛烈陰鬱の光景を現出するに到りき、或は之れが爲めに發狂したる妹を殺し、自からは鎌腹を搔き切りて、死せんと狂ふ農夫あり、襲ひ來る水中に飢餓に泣く老人幼兒あり、斯かる慘愴悲壯なる光景を呈せるの時に方りて、宇都宮にては谷中村買收事件段落祝賀會と稱して園遊會を開き、知事中山巳代藏第一部長深町鍊太郎、警部長植村金彰等が賤妓に戯むれ、酒を呷つて亂舞狂歌せるあり、悲劇と喜劇と、一縣の中に同時に演じ出さるゝが如きは、眞に聖代の汚辱にして、咄々怪事なりといはざる可からず、赤誠燃へて火の如く、内に何物をも破摧せずんばやまざるの猛氣を有して、民を思ひ世を慨く義人田中正造が、慘としてこの谷中の廢村に孤軍奮闘したるの光景は、今にして之れを追

憶するも竦然として毛髮の豎立し、肌に粟を生じて、心膽爲めに寒きを覺へずんばあらず、明治三十八年十二月十三日彼が口述して發行せしめたる『谷中村堤防の記』を一讀する時は、當時の光景今にして猶髣髴として目前に躍動し來るの思ひあり

谷中村堤防の記

一、谷中村は國家の谷中村なり、國家の外に谷中村あるにあらず
 二、栃木縣は監督官廳に過ぎず、谷中村の興廢存亡を專斷にするの權利なし

三、内務省と雖も亦谷中村を廢滅せしむる權利なし

四、谷中村民の身上は地方に派出せる地方官吏等の如き身輕にあらず

す、手軽く動き能ふものにあらず

五、谷中村に、人民生活する間は、必要の堤防を築く可きなり

六、谷中村の周囲の堤防は、恰も人身の衣類の如く、一日も缺くべからず

七、然るに、栃木縣は谷中村築堤費を以て却て堤防を毀ち

八、築堤費を以て人民の家屋を買収して之を毀たしめ

九、築堤費を以て人民を他郷に誘拐し

十、築堤費を以て不良の徒を雇上げて之等の事務に當らしめ

十一、築堤費を以て多數官吏等土地田畑を荒らし耕作を妨げて人民を困窮せしめ

十二、築堤費を以て堤防を毀ち洪水を侵入せしめて多大の損害を被

らしめ

十三、築堤費を以て人民を四方に離散流浪せしめ

十四、築堤費を以て同村内に据付けたる排水器を買収したり

十五、築堤費を以て村債と稱する他人の負債を返済したり

十六、築堤費の濫用盗用茲に至りて極まれり

十七、尙一層極言すれば、築堤費を以て人民の生命財産を奪ひ、谷中村を掠奪し、其人民を浪浮乞食たらしむるものなり

十八、我々村民は之に反對して、曩に村會の決議を以て其旨當局に申告せり

十九、而かも當局は此決議を無視して以上の不法亂暴、人民撲滅、村落掠奪の行爲を敢てせり

二十、我々は堤防を修築すべき権利を有せり

廿一、我々は納租出兵の義務を盡くしつゝあり

廿二、我々の谷中村は日本國民の谷中村なり、政府と雖も生殺與奪を恣にする可き權利なし

廿三、政府は人民を遇する正當の法律を勵行して直に谷中村堤防を修築すべきなり

廿四、剩へ官吏故意に破壊せる個處に對しては至急之を復舊し、其生命旦夕に關する急水留工事は直に之に着手すべし

廿五、而かも若し遷延其着手を爲さざれば村民自衛の方法によりて大に決する所あり

凡そ人類の住める村の舊慣を破り、四ヶ年間堤防を無くして、今に再

築復舊の心なきものは賊なり

たとひ如何なる名義如何なる遁辭あるにもせよ、是れ人類の賊なり

若し其者にして官吏議員たらば正に國賊と斷言するを憚らざる也

上來掲ぐる所の事實に依つて判斷すれば、彼が老後の心血を瀉ぎて

以て谷中事件を天下に懇へたるも決して偶然にはあらざることを知るべし、彼が老軀を提げて黄金權勢に抗し、正義の爲めに氣を吐きたる

壯烈の心事は實に谷中事件に於て人を感憤激昂せしめずんばやまざるものあり、恰かも人間以上の努力を以て谷中の廢村に死戦しつゝあるの時、彼は書を同志に寄せて『段々御盡力ありがたく、谷中は二日雨

ふれば、二日食はざる人民多し、今より五十日間、何を以てせんか、右一ヶ

條申上候』と、極めて簡單なるはがきの文中に、彼が憂民慨世の燃ゆる

が如き熱誠は溢れ居れるにはあらずや、世人は往々にして彼を呼びて奇人となし、狂人となすも、しかも我儕を以て之れを見れば此くの如きの奇人、狂人は、國家社會の至寶にして而かして人民の恩人にはあらずや、女子と小人とは素より養ひ難くして、彼の恩顧を受けたる舊同志にして利害の上より彼を離れ去りたるものも無きにあらずと雖、夜半、手を胸にして追想にふけりたる時は、必ず一條の琴線この義人の往事に感じて響鳴するものあるや疑ひなし、蓋し是れ彼は力を以て仁を假りたるものにはあらずして、徳を以て仁を行ひたるものなれば也、孟子喝破し居れるにはあらずや、即ち力を以て仁を假るものは覇たり、覇は必らず大國を有たん、徳を以て仁を行ふものは王たり、王は大を待たず、湯は七十里を以てし、文王は百里を以てす、力を以て人を服するものは

心服するにあらずなるなり、力贖らざればなり、徳を以て人を服するものは中心悦んで誠に服す、七十子の孔子に服するが如しと、是れ也、之れを要するに毛州草澤の間に生れたる一匹夫正造が、一たび手を舉げ足を投せば天下これに響應したる所以のもの、決して彼の力の優越なりしが爲めにはあらずして、寔にその徳の高かりしがために外ならず、彼は全く直情徑行、碧竹を破りたるが如き氣性の人物なりき、もとよりその智慮、分別、識見、計劃に於ても、尋常人に優れたるものあり、彼の主張が單純なる狂呼にあらずして、頗る複雑し居りたることは事實なれども、之れを以て彼の人格を疑ひ、氣性までを疑ふに到りては、我儕はこれに與みすること能はず、満天の露氣凝つて霜となり、稜々として人はまさに寒威の凜烈に泣かんとする明治四十年十一月三十日、彼は宇都宮より

東京の同志に書送して『議論よりは寒氣、谷中の窮民此冬は如何して
 凌ぎ得るかの目下苦痛中に候、書外お高察を』といへりき、あゝこの荒
 寥寂寞たる廢村に於ける窮民飢寒に泣きつゝあるの光景眞にこの單
 文の中に髣髴として迫り來るの感あるにはあらずや、更らに彼が明治
 三十八年九月十四日附を以て東京同志の一人に泣訴したる文を讀ま
 ば、如何なる無血無涙のひと雖、暗愁湧き暗涙流るゝを禁ずる能はざる
 ものあらん、文に曰く

盜賊は出兵軍人の歸るを怖れて其以前におひて早くやなか村を奪
 取せん事を急ぐとの傳聞に候、ために谷中の人心恟々、手のまひ足の
 ふむ處をしらず、余等亦日夜身體は疲勞せり、谷中村慘地より正造
 今や世道痛く傾頽して人心また墮落したるの時に際して、我儕は明

窓の下淨机に對して彼が此くの如き熱血の文字を讀みて、正氣未だ全
 く日本に消沈し去らざることを想ふて、聊か人意を強くするの感に堪
 へず、又谷中村より發したる彼の叫びを聞け、曰く

外交は已に彼れの如くして、内治亦盜賊の世となりて、國事犯者は今
 より續出せん、嗚呼、其内參上、御見舞申上度候、谷中は御存知の次第に
 て日本國民は無之候、下野谷中村奪取盜賊防衛事務所川ナベ方より
 正造

谷中村に日本國民無しとは、何等の悲痛激越の聲ぞ、少壯にして論語
 孟子を讀みたる彼の頭腦は全く東洋に於ける儒教思想にして、儒教流
 の忠君愛國主義は即ち彼が倫理道德の觀念たることは固より疑ふを
 要せざる所なるに、谷中村民は日本國民にあらずと絶叫するの外無き

に到らしむ、是れ彼の罪にあらざるは勿論、谷中村民の罪にあらざして
 暴虐壓制、殘忍冷酷なる政を爲す者の罪科たることを免かれず、彼の天
 質は最も熱烈なる愛國論者なることは彼を知るもの、齊しく首肯す
 る所たると同時に、日清戦役後時の伊藤内閣が還遼の失政を攻撃して
 對外硬派の急先鋒となり、以て全國に遊説したるに見ても知るを得べ
 し、然るにこの熱烈なる愛國家たる彼が谷中村民を日本國民にあらす
 と絶叫するに到りては、當局の税政を憤慨する念慮の甚だ熾烈なるも
 の、ありしことを察知するに足るにはあらずや、左の紙片は彼が書し
 て友人に與へたるものにして、以て彼が愛國心の盛にして大なること
 を知る有力なる材料たらん乎、曰く

左の狂歌は去る二十九年伊豫の國に行きしときに當りて、博文君の

兩島還附(著者曰く兩島とは遼東をしやれたるものなり)の爵位を得
 たるに呆れて、よみて鈴木重遠翁に呈して御譽めを得たるもの
 へ、こたれて汗した垂れていぼし着て

萬歳さけぶふりぞいぶかし

今亦之を書して貴下に呈するの必要あるものか

いぼしは、即ちえぼしにして此紙片に彼が記したる狂歌と文句と
 を見ても、以て彼の愛國思想の決して人後に落つるものにあらざるこ
 とを知るに足るべしと信ずしかるに猶且、かくの如き熱誠なる愛國家
 の口より國家政府を呪咀するの聲を聞くは、憲法は形骸のみ存して精
 神亡び、法治國の名ありて、しかして封建專制の蠻風未だ全く擺脫し居
 らざることを立證し得て餘りあり、制度文物、燦然として章を爲すとい

ふと雖之れを運用する人にして悪虐ならん乎、これを曲解して濫用し
 妄用して以て人民に害毒を興ふるに到るや昭々乎として火を賭るよ
 りも明かなる所にはあらずや、土池收用法の如きも私意を挟んで之れ
 を曲解し以て一部富豪の爲めに帝國領土の一部分を廢棄せんとする
 に到りては至誠熱烈なる義人田中正造の憤慨するも偶然にはあらず、
 殊に河川法を曲解悪用して谷中村を廢亡に歸せしめ、村民を放逐して
 其居住を拒むが如きは是れ明かに法を以て人を殺さんとするものな
 りと斷言して憚らず、彼は法學博士花井卓藏氏に宇都宮より書を寄せ
 て以て法律を曲解して秕政を行ふ當局者の暴虐を鳴らし責めて曰く
 昨日うつの宮に來り聞くに、谷中、大字、惠毛、野は山の如くなり、然るに
 河川法を以て居住を拒めり、山に河川法です、東京の御見分御廳に候

山に河川法です、とは何等の警拔にして痛快の句ぞ、彼にあらずんば
 恐らくは此くの如き警句は吐き得ざるべし、彼や元來、警拔慧敏の天稟
 を有するに加へて國を憂ひ世を慨き民を救はんとする熱情の燃へて
 身心を燬かんとするが如きものあり、簡勁遒宕にして銳利明快なる文
 章には悉く熱き血と熱き涙とを含めり、我儔は彼が谷中村事件に盡瘁
 して如何にその血涙の熱したるかを示さんが爲めに、明治三十八年二
 月二十五日東京の同志に寄せたる書簡を紹介する必要を思ふ
 出兵軍人の生命と財産とを奪ふなら其の父母までも路頭に飢すも
 のなり、之れ國家の大汚點たるを免ぬかれず、此儀緊急動議とせられ
 てなりとも軍人の歸るまでは土地買収、墓地買収、田宅買収、自治團體
 破滅等の亂法、無法、暴惡殘忍國賊の處置無之のように御覽の通り權利

の何たるを知らぬ人民なれば、いよく御同志の代議士様方に厚く御訴へて、憐れ御救ひ被下度候。尤も右の請願書は、細き人民の運命として、谷中村軍人の父兄弟より、兩院へ提出相成居候次第、右に付、旁々以て大至急御願に候。乍末筆此間の暴風中、毎戸に付御慰め被下候段、谷中同情者一同感泣罷在候。右は同志に代り厚く御禮申上度候。右御歎願旁事情切迫泣血陳情候也。正造

権利の何たることを知らぬ人民あゝ是れ實に奴隸の境涯に慣れたる専制治下の憐れむべき民には、あらずや、彼はこの奴隸人民の慘狀を救済せんが爲めに、泣血陳情す。情急にして心激せざるを得ざる也。兇暴なる富豪に阿ねり媚びて法律を曲解してこれを悪用せんとする爲政者が、たま〜國家事有り其子弟夫婦の出征せるに乗じて、老幼婦女の

力の弱きを侮りつゝ、住家を破壊し、耕田を沒收し、墳墓を廢棄するに到りては、全く凄慘悲痛の極みにして、柔佞猫の如き者といへども、また怒らざるを得ざるものあり、我儔また更らに谷中より東京の同志に連名にて寄せたる書簡文を紹介して、彼が眞骨頭を紹介せんと欲す

不取敢法曹家諸氏の以御蔭生も谷中に歸るを得たり、此恩筆舌すべからず、又慈善家諸氏の恩恵を以て人民今日に生息す、皆筆舌すべからず、此際革新會及法律家諸氏の内に、此非立憲の暴惡奸臣等の實踐、御一見相成度候。我國滅亡の顛末は、即ち他日國運挽回の材料に候得ば、是非に御實查相願度候。其新聞紙上に於ては、誠に眞想を刻みて、深き記憶とするに足らず、實に百聞一見の實功なり、之れ現世の志士に泣訴して止まざるものなり。正造

凡そ古來愛國者救世者等が血涙を以て書きたるの文は全く此くの如きものにはあらずやと思はしむるにはあらずや、我儕は壯烈なる彼が晩年の歴史を飾る谷中村死戦の光景を筆叙して、悲痛慘憺、荒寥凄絶の事實に到り、意情ために激憤し、筆すゝまざらんとするものあり、因りて谷中村死戦の章は茲に擱筆し更らに進みて章を改めて聊か彼が真正の面目を描き出さんとす、之れを要するに、鑛毒問題の努力は彼の全部にして、谷中村事件は彼が最後の義戦にして事業の分量よりいへば素より鑛毒問題に比し附録的性質を帯ぶるも、其質よりいへば、壯烈無比、悲惨無類、彼が傳記中に有力なる發言權を有すしかしてこの鑛毒問題と谷中事件との外に、猶忘るべからざる重要な事實あり

七 政治家としての手腕力量功績

我儕、近來時事に感慨甚だ淺からず、聊か之れを諷刺し、訓戒し、激勵し、振興して、以て國家社會に一服の清涼劑を投せんが爲めに、田中正造傳を稿して、はしなくも米國大政治家ルーズヴェルトを聯想するの念多し、しかも斯くいへばとて我儕は敢て現下、連遭蹉躑の悲境に在るルーズヴェルトが屬する所のレバブリカン黨の行動を云爲せんとするものにもあらず、さればとて敢てデモクラット黨の爲す所に關聯するにもあらずして、正義の觀念、奮闘の勇氣、卓拔なる雄辯、偉大なる活動力、不屈不撓の精神、凡そ叙上の諸點に於て、田中正造はルーズヴェルトに似たり、否或はルーズヴェルトが、田中正造に似たるやも知る可からず、も

し田中正造の外形に文明流の裝飾ある衣服を着せしめ、しかして少しく組織あり系統あるサイエンスに關する學識を與へて、以てこれを民主國の政界に奔走せしめん乎、田中正造はこれ即ちルーズヴェルトたるを失はず、之れに反してルーズヴェルトに今少しく野趣を帶せしめ、蓬頭亂髮粗衣弊袴、以て社會を濶歩せしめ、且、その科學的智識を奪ひて遂に之れを極端なる壓制未開國に放たん乎、必らず茲に一人の田中正造を現出せん、雄辯正義勇氣精力これ等の諸點に於て田中正造とルーズヴェルトとは確かに異曲同巧の人物たることを失はず、田中正造にして米國に生れしめば必らずルーズヴェルトたるべく、ルトズヴェルトにして日本に生れしめば必らず田中正造と同一の運命に逢遇したるべきことを疑はず、共和民主國民たりしならんには、彼は確かに大統

田中正造の
 蓬頭亂髮粗衣弊袴
 以て社會を濶歩せしめ
 且、その科學的智識を奪ひて
 遂に之れを極端なる壓制未開國に放たん乎
 必らず茲に一人の田中正造を現出せん

領たるの器局を具有せる人物也、されど我儕が斯くいへば世人或はその比較對照の甚だ不倫にして滑稽なるを冷笑せん、然れども是れ猶日本國民の頭腦に官僚崇拜閥族尊敬の思想の擺脫せず、三千年來養はれ來りたる奴隸根性の離脱せざるが爲めのみ、我儕は田中正造を以て政治家として十分なる手腕を有し、力量に富み、しかして録せざる可からざる功績のあることを信するもの也

古今東西を論せず凡そ政治家が國家人民の爲めに樹立したる功績の價值分量は單に金錢數量を以てのみ之れを論斷することを許さず、金錢以外數量以外に尊き無價の至寶のあるや論無きも、而かも假りに義人田中正造が渡良瀬利根二川沿岸一府五縣の鑛毒被害民の爲めに奏したる功績を金錢に見積りて其價額を定めんには驚くべき金額に

政治家としての手腕力量功績

達すべし、もし彼が露宿霜餐十年の艱苦と闘ひて、鐵毒問題を天下に絶叫せざりしならんには、傲慢兇暴なる銅山王古河の戦慄と、不法無道なる政府の反省とに依りて、数百万圓の巨費を要する除害工事は到底成し居らざりしや明か也、もし除害工事に於て施されざりしならんには、少くとも渡良瀬川沿岸十萬町歩の耕田は荒亡に歸したるなるべし、十萬町歩の耕田は如何に安價に評價するも三億圓乃至五億圓の價格を有す、政治家一代の事業として國家人民の爲めに三億乃至五億の財産を荒亡より救済したりとすれば、其功績や眞に偉大なりといはざるべからず、況んや金錢數量以外無價の功績の世道人心に益したることの甚だ莫大にして俄かに計るべからざるものゝ大なるに於てをや、此點に於て彼は瞑して可也、我儕は茲に政治家としての彼が手腕の拔群

にして、力量優越、功績また偉大なることを斷言特筆して、以て世の紛々擾々として徒らに誠意なくして空言空論これ事とする輩を儆しめ、其頭上に鐵槌を痛喫せしむるの必要を思ふ

八 政界の腐敗を慨歎悲憤したる第一人

田中正造の頭腦は鐵毒問題の爲めに全く熱狂してまた他を顧みるの餘裕無かりしものに似たり、然れども彼は素より尋常一様の凡物にあらず、故に内治外交の問題に思念會つて休せざりき、特に政界の腐敗に對しては慨歎悲憤禁する能はざりし一人にして、彼が言々句々一文一章の間にも之れが憂慮の情の偲ぼるゝものあり、本書の中に掲載する多數の書問文中にも彼が憂心の仲々として禁じ難きものあるを窺

知するに足るべし、本書巻頭掲ぐる所の進歩黨本部に對する警告文の如きは、彼の政治意見を紹介するに得易すからざる重要な材料にして、彼が政治意見を知るに足るべし、往年の進歩黨は往々にして權謀術數に狂れ、爲めに天下正義の指彈を免かれざりしが、殊に國民協會と提携して自由黨に當らんとするの陋策を憤慨したるは寔に正しくして道理あるの主張也、國民協會とはいふまでもなく官僚崇拜、閥族擁護の爲めに起りたる幫間的醜類の團隊にして、今の立憲同志會の前身也、即ち國民協會なるもの變じて帝國黨となり、大同俱樂部となり、中央俱樂部となり、更らに立憲同志會となりたるものにして、常に其徒は權門勢家の走狗となり、官僚閥族の爪牙となりて、以て國家を賊し、人民を毒するの惡政に謳歌せるもの也、彼が正義の觀念は、其所屬進歩黨がこの醜類

と結托せんとするを聞きて痛憤するは當然なりといはざるべからず、彼もしその死に到るまで政治家として世に立ちて議席を帝國議會に有したらんに、先年進歩黨の内訌騒ぎ及び大正政變に伴ふ閥族打破、憲政擁護の運動に對しても、或は非改革派の闘士として醜類に一撃を加へ、或は破閥護憲運動の急先鋒として政戰の陣頭に立ち居りたるや、殆んど疑ふの餘地なきほど明々白々の事に屬すと信ず、明治三十九年の夏、彼は紙片に左の文句と狂歌とを記して人に與へき、また以て彼が政界の腐敗を憤慨し悲歎したる情念の如何に熾烈深甚なるものゝありしかを語るものにはあらずや、曰く

左の狂歌は去る三十五年廣島の尾のみちに行きし頃によみて、或る知己の紳士を戒めしものなりしが、今亦戦後の經營は専ら爵位の争

奪にありとの風聞ありけるをきゝたり

今人は襟飾りしてあるけども

國の道行しるやしらすや

丙午夏日書 正造

三十五年の尾の道ゆきといへば、恐らくは花井卓藏氏の選舉應援の爲めなりしならんと思考せらるゝが、戒められし知己の紳士とは果して何人なるか、知るに由なきも、以て彼が憂國慨世の志を知り得べし、彼は草深かき下野國より出で、濁濁したる中央政界の空氣に觸れ、其腐敗の程度の意料の外に、激甚なるを見て、驚愕深慨したると共に、正直なる彼は人心の深く恃むに足らざることを思ふと共に、少しく態度行動に鮮明を缺ぐものを見れば、直ちに犬と呼び、間牒と罵りたるを以て、歴

に傷持つ輩の彼を忌み憚り怖れおのゝきたるも偶然にあらす、然れども彼は自己の過失に氣付けば謝罪するの美風ありき、彼が容易に人を疑ひたるは全く中央政界の空氣の汚れたると、其知友門下生にして或は驕慢古河の雇人となり、或は官吏となりて、翻雲覆雨、彼に反噬するに到りたる度々の經驗より遂に然りしものにして、其境遇と當時の事情とより見て、我儕は寧ろこれを諒とし、同情を表せざるを得ず

九 歳費辭退

事實は無上の雄辯也、百の議論は一の實行に及ばず、歳費辭退の一事實は、彼が傳記中に陸離たる光彩を放つ重要な資料たることを失はず、我儕は先づ順序として、當時の政黨事情、議院實狀につきて少しく叙す

る所なかるべからず、當時憲政黨内閣脆くも瓦解して我國の立憲政治史上政黨内閣の組織に失敗の例を示すと共に、閥族の元兇たる山縣有朋は起つて大命を拜し、内閣を組織すると同時に文官任用令といへる鐵條網を張りて閥族の城塞を堅固にし、肝膽相照の美名に腐敗せる當時の憲政黨、即ち自由黨を籠絡し、黃白の塵埃を以て政界の腐敗を愈々甚だしからしめつゝあるの際、梟雄星亨の發案に依りて八百圓の歳費はこれを二千圓に増加せんとするに到りき、この時貴衆兩院六百の頭顱は政黨政派の異なるに論なく、敵も味方も歡呼してこの歳費増加案を迎ふるの有様なりき、然れども當時の進歩黨は、内心の喜悅は兎も角、江湖の秕議を恐れ、世間の手前を繕はんが爲めに、衆議院に與黨の少數にしてたとひ反對するとも通過の確實なることを見越して、黨略上反對

を標榜して其黨議を決するに到りき、故に増加案の本會議に上るの日は、必らず黨の院内總理登壇して反對演説をなさざるべからず、これ責任を重しとする立憲政治の通例たり、而かして若し院内總理にして支障の止むべからざるものあれば、徳望高き黨の領袖に於て代りて演壇に立つを至當なりとす、當時の進歩黨院内總理は鳩山和夫氏なりしが故に、當然鳩山氏の登壇無かるべからず、もし鳩山氏にしてやむことを得ず壇上の人たる能はずんば、黨の君子人たる神鞭知常氏、又は辯論家たる尾崎行雄氏の登壇なかるべからず、然るにこれ等諸人は歳費増加案に對してのみ啞なりき、一種の反對専門議員を以て目せられたることのある島田三郎氏さへも本案には遂に黙して一言半句を吐かざりき、しかるに田中正造は猛然として起てり、然り艴然として憤りて起ち

て進歩黨を代表して議政壇上堂々として歳費増加反對の大演説を試み上下兩院六百の議員が心膽を寒からしめき、淺慮短見にして深く當時議院生活の實狀と、議員心理の作用とを知らざるものは、彼を以て奇を好む一種の變人となすものあらん、然れども彼は當時實際好奇心より反對演説を試みたるものにては、あらざりき、彼は演説當日まで何等の用意も無く、また素より演説をすべき考もなく、進歩黨の黨議は黨の院內總理鳩山氏、もしくは領袖神鞭尾崎諸氏に於てなさるゝもの、と信じて登院したるに、鳩山院內總理より突然進歩黨を代表して歳費増加反對演説をなさんことを慫慂せられたるに、彼も多少躊躇する所ありたれども、例の氣性の人として直ちに決心承諾して登壇、何等の腹案もなく準備もなくして演説したるものなりしに、しかも論旨正整議論雄大、

今日に到りて猶且よく人の記憶に残るの大演説を試むることを得たりき、これ、一面には彼が非凡の辯力と、臨機、の才能と、猛烈の氣魄と、博大の精神との然らしめし所なるも、廉潔清高にして純白偉大なる彼の人格の力の然らしめし所なるや明か也、斯くて彼は言責を重んじて、二千圓の歳費を辭退したるなりき、世人の彼に傾倒し、彼を尊敬する所以のもの、誠にこれらの言責を重んずる行動に感謝を捧ぐるが爲めにあらざるなき乎

我儔は信ず、もし方今の帝國議會に言責を重んずること、田中正造の如き人物十人あらん乎、我國憲政の腐敗墮落は、或は今日の如く甚しきに到らざりしや、もまた知るべからず、見よ、現今我國の議員なるもの、二千圓の歳費の外に、無料の一等鐵道乗車券のあるにも拘はらず旅費を